

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年4月28日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名 木畑 匡



(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、2年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	146,186	自己資金
収入合計	3,386,186	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	9,644	9,644	
研修費	1,152	1,152	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	102,814	102,814	
広報・広聴費	622,498	622,498	
人件費	1,059,120	912,934	
事務・事務所費	1,590,958	1,590,958	
支出合計	3,386,186	3,240,000	

令和2年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 堺創志会・木畑 匡

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 愛知県への視察	3/17	愛知県陶磁美術館において堺市陶器地区の歴史的資産である陶器に関する企画展「陶邑窯」が開催されたため、現地調査と学芸員からのヒアリングを行った。
【資料購入費】 新聞等の購読	4/1～3/31	市政に関する調査研究の為、新聞、書籍等の購入・購読を行った。
【広報・広聴費】 市政報告書の配布	4/1～3/31	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため報告書を作成し配布した。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究・政策立案の補助業務の為、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃貸	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため堺市中区深井沢町に事務所を設置した。
自動車のリース	4/1～3/31	市政に関する調査研究・広聴広報を行う移動手段としてトヨタ自動車より乗用車をリースした。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.4.8	1		5,099	-5,099	コードレス電話機				⑨	
R2.4.10	2		1,000	-6,099	新聞購読料	朝日新聞デジタルサービスダブルコース利用料	R2/1月分		⑥	
R2.4.10	3		11,863	-17,962	携帯電話料金	R2/2月分	spモード(330円)、プロバイダー費(880円)、イマドコサーチ(220円)、Dフット(308円)を除く「23,726円」を按分		⑨	
R2.4.10	4		528	-18,490	プロバイダー費	R2/2月分	携帯電話料金(24,584円)を除く「880円」を按分		⑨	
R2.4.10	5		2,992	-21,482	ウォーターサーバー費	アクアレールリース代@1100 アクアラボトル@1296×3本			⑦	
R2.4.10	6		770	-22,252	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R2/4月分			⑨	
R2.4.10	7	810,000		787,748	政務活動費	4.5.6月分受入れ	270000*3=810000			
R2.4.10	8		60,000	727,748	事務所賃借料	R2/4月分	政治団体との按分の為		⑨	
R2.4.14	9		675	727,073	トイレトーパーバー・ティッシュ・食器洗い洗剤				⑨	
R2.4.14	10		38,880	688,193	複合機リース料	R2/4~6月分	政治団体との按分の為		⑨	
R2.4.14	11		104,880	583,313	発送費	40円×4370通	「市政報告 Vol.117&118合併号」	政治団体との按分の為	⑦	
R2.4.20	13		264	583,049	クラフトテープ・厚めチャック袋				⑨	
R2.4.20	14		1,018	582,031	複合機トータルサービス料金	R2/2月分			⑨	
R2.4.22	15		5,862	576,169	事務所火災保険料	R2/5/31~ R3/5/31			⑨	
R2.4.22	16		67	576,102	インターネットFAX料	R2/4月分			⑨	
R2.4.22	17		5,219	570,883	電話料金	R2/3月分			⑨	
R2.4.22	18		1,834	569,049	インターネットホスティングサービス料	R2/4月分			⑨	
R2.4.24	19		5,888	563,161	郵便代	120円×59通 +140円×2通	「市政報告 Vol.120」		⑦	
R2.4.28	20		48,000	515,161	人件費	R2/4月分			⑧	
R2.4.29	21		4,200	510,961	新聞購読料	読売新聞朝刊 R2/4月分			⑥	
R2.4.30	22		864	510,097	郵便代	120円×9通	「市政報告 Vol.120」		⑦	
R2.4.30	23		38,610	471,487	人件費	R2/4月分			⑧	
R2.4.30	24		990	470,497	複合機トータルサービス料金	R2/3月分			⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
月計		810,000	339,503	470,497						
累計		810,000	339,503	470,497						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.5.1	25		33,611	436,886	車輛リース代	R2/4月分	リース代¥56,019-を按分(差額は延滞利子の為支出しない)		⑨	
R2.5.8	26		3,882	433,004	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/4月分			⑥	
R2.5.10	27		849	432,155	石鹸・芳香剤・トイレ洗剤・レジ袋				⑨	
R2.5.11	28		60,000	372,155	事務所賃借料	R2/5月分	政治団体との按分の為		⑨	
R2.5.13	29		1,000	371,155	新聞購読料	朝日新聞デジタルサービスダブルコース利用料	R2/2月分		⑥	
R2.5.13	30		9,308	361,847	携帯電話料金	R2/3月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イマドコサーチ(220円)利用料を除く「18,617円」を按分		⑨	
R2.5.13	31		528	361,319	プロバイダー費	R2/3月分	携帯電話料金(19,167円)を除く「880円」を按分		⑨	
R2.5.13	32		5,758	355,561	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R2.5.13	33		660	354,901	ウォーターサーバー費	アグアケールリース代 @1100			⑦	
R2.5.13	34		4,867	350,034	体温計	来客用			⑦	
R2.5.13	35		1,794	348,240	自動ソープディスペンサー(消毒液用)	来客用			⑦	
R2.5.13	36		770	347,470	Microsoft Office Microsoft 365 Personal利用料	R2/5月分			⑨	
R2.5.13	37		5,797	341,673	電話料金	R2/4月分			⑨	
R2.5.13	38		10,800	330,873	ポスティング費用	R2/1月分	「市政報告 Vol.117&118合併号」		⑦	
R2.5.13	39		12,000	318,873	ポスティング費用	R2/4月分	「市政報告 Vol.120号」		⑦	
R2.5.13	40		10,000	308,873	ポスティング費用	R2/5月分	「市政報告 Vol.120号」		⑦	
R2.5.13	41		22,264	286,609	コピー用紙代	市政報告用			⑦	
R2.5.14	42		3,500	283,109	購読料	「がんばろう、日本！」国民協議会 機関誌「日本再生」	2020年3月～ 2021年2月分		⑥	
R2.5.14	43		2,000	281,109	日本自治創造学会	R2年度年会費			①	
R2.5.18	44		33,611	247,498	車輛リース代	R2/5月分			⑨	
R2.5.22	45		15,296	232,202	インターネットFAX料	R2/5月分			⑨	
R2.5.22	46		1,834	230,368	インターネットホスティングサービス料	R2/5月分			⑨	
R2.5.26	47		3,882	226,486	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/5月分			⑥	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.5.29	48		4,200	222,286	新聞購読料	読売新聞朝刊 R2/5月分			⑥	
R2.5.29	49		400	221,886	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R2.5.29	50		33,330	188,556	人件費	R2/5月分			⑧	
R2.5.30	51		48,000	140,556	人件費	R2/5月分			⑧	
月計		0	329,941	-329,941						
累計		810,000	669,444	140,556						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.6.1	52		14,000	126,556	ポスティング費用	R1/11月分	「市政報告 Vol.115号」		⑦	
R2.6.1	53		8,000	118,556	ポスティング費用	R1/12月分	「市政報告 Vol.116号」		⑦	
R2.6.1	54		10,800	107,756	ポスティング費用	R2/1月分	「市政報告 Vol.117&118合 併号」		⑦	
R2.6.8	55		1,880	105,876	タクシー代	駅前市政報告の 為に利用	利用区間:自宅 一深井駅		⑦	
R2.6.8	56		775	105,101	来客用飲料水代	珈琲			⑦	
R2.6.10	57		60,000	45,101	事務所賃借料	R2/6月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R2.6.10	58		250	44,851	消毒液	来客用			⑦	
R2.6.10	59		1,000	43,851	新聞購読料	朝日新聞デジタ ルサービスグ ルコース利用料	R2/3月分		⑥	
R2.6.10	60		5,926	37,925	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R2.6.10	61		9,256	28,669	携帯電話料金	R2/4月分	spモード(330円)、プロバイダー(880 円)、イマドコサーチ(220円)、D払い (14,118円)利用料を除く「18,512円」 を按分		⑨	
R2.6.10	62		528	28,141	プロバイダー費	R2/4月分	携帯電話料金 (33,180円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R2.6.10	63		660	27,481	ウォーターサー バー費	アクアレルリース代 @1100			⑦	
R2.6.10	64		1,869	25,612	消毒液	来客用			⑦	
R2.6.10	65		770	24,842	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R2/6月分			⑨	
R2.6.17	66		67	24,775	郵便代	84円×1通	「市政報告 Vol.121」		⑦	
R2.6.17	67		33,611	-8,836	車輛リース代	R2/6月分			⑨	
R2.6.20	68		7,607	-16,443	インターネットF AX料	R2/6月分			⑨	
R2.6.20	69		1,834	-18,277	インターネットホ スティングサービ ス料	R2/6月分			⑨	
R2.6.20	70		4,921	-23,198	電話料金	R2/5月分			⑨	
R2.6.22	71		1,720	-24,918	タクシー代	駅前市政報告の 為に利用	利用区間:自宅 一深井駅		⑦	
R2.6.24	72		96	-25,014	郵便代	120円×1通	「市政報告 Vol.121」		⑦	
R2.6.28	73		262	-25,276	トイレトペー パー				⑨	
R2.6.29	74		288	-25,564	来客用飲料水代	珈琲			⑦	

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.6.29	75		40,920	-66,484	人件費	R2/6月分			⑧	
R2.6.30	76		3,882	-70,366	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/6月分			⑥	
R2.6.30	77		54,000	-124,366	人件費	R2/6月分			⑧	
R2.6.30	78		4,593	-128,959	複合機トータル サービス料金	R2/5月分			⑨	
月計		0	269,515	-269,515						
累計		810,000	938,959	-128,959						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.7.1	79		38,880	-167,839	複合機リース料	R2/7~9月分	政治団体との按分の為		⑨	
R2.7.3	80		4,200	-172,039	新聞購読料	読売新聞朝刊 R2/6月分			⑥	
R2.7.4	81		4,984	-177,023	電話料金	R2/6月分			⑨	
R2.7.4	82		1,720	-178,743	タクシー代	市政相談の為に 利用	利用区間:自宅 -事務所	行き先:事務所	⑦	
R2.7.10	83	810,000		631,257	政務活動費	7.8.9月分受入れ	270000*3= 810000			
R2.7.10	84		1,000	630,257	新聞購読料	朝日新聞デジタル サービスダブル コース利用料	R2/4月分		⑥	
R2.7.10	85		9,310	620,947	携帯電話料金	R2/5月分	spモード(330円)、プロバイダー(880 円)、イマドコサーチ(220円)、D払い (29,913円)利用料を除く「18,621円」 を按分		⑨	
R2.7.10	86		528	620,419	プロバイダー費	R2/5月分	携帯電話料金 (49,084円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R2.7.10	87		5,572	614,847	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R2.7.10	88		2,992	611,855	ウォーターサーバー 費	アクアレルリース代@1100 アクアクラブ@1296×3本			⑦	
R2.7.10	89		770	611,085	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R2/7月分			⑨	
R2.7.10	90		60,000	551,085	事務所賃借料	R2/7月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R2.7.13	91		16,374	534,711	輪転機・折機修 理代				⑨	
R2.7.14	92		17,811	516,900	コピー用紙代	市政報告用			⑦	
R2.7.17	93		33,611	483,289	車輜リース代	R2/7月分			⑨	
R2.7.20	94		1,560	481,729	タクシー代	駅前市政報告の 為に利用	利用区間:自宅 -深井駅	行き先:深井駅	⑦	
R2.7.22	95		400	481,329	駐車料金	連合会議での市 政報告の為に利 用	行き先:フェニー チェ堺		⑦	
R2.7.24	96		2,568	478,761	ガソリン代				⑦	
R2.7.28	97		67	478,694	インターネットF AX料	R2/7月分			⑨	
R2.7.28	98		1,834	476,860	インターネットホ スティングサービ ス料	R2/7月分			⑨	
R2.7.28	99		48,000	428,860	人件費	R2/7月分			⑧	
R2.7.29	100		514	428,346	消臭剤・ゴミ袋・ レジ袋				⑨	
R2.7.31	101		39,600	388,746	人件費	R2/7月分			⑧	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.7.31	102		1,149	387,597	複合機トータル サービス料金	R2/6月分			⑨	
月計		810,000	293,444	516,556						
累計		1,620,000	1,232,403	387,597						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.8.3	103		4,200	383,397	新聞購読料	読売新聞朝刊 R2/7月分			⑥	
R2.8.3	104		4,368	379,029	郵便代	140円×39通	「市政報告 Vol.122」		⑦	
R2.8.3	105		2,400	376,629	ガソリン代				⑦	
R2.8.4	106		3,882	372,747	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/7月分			⑥	
R2.8.7	107		3,360	369,387	郵便代	140円×30通	「市政報告 Vol.122」		⑦	
R2.8.10	108		3,157	366,230	ガソリン代				⑦	
R2.8.11	109		60,000	306,230	事務所貸借料	R2/8月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R2.8.11	110		1,000	305,230	新聞購読料	朝日新聞デジタル サービスダブル ルコース利用料	R2/5月分		⑥	
R2.8.11	111		9,955	295,275	携帯電話料金	R2/6月分	spモード(330円)、プロバイダー(880 円)、イマドコサーチ(220円)、D払い (29,913円)利用料を除く「19,911円」 を按分		⑨	
R2.8.11	112		528	294,747	プロバイダー費	R2/6月分	携帯電話料金 (50,374円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R2.8.11	113		660	294,087	ウォーターサーバー パー費	アークレールリース代 @1100			⑦	
R2.8.11	114		770	293,317	Microsoft Office Microsoft 365 Per sonal利用料	R2/8月分			⑨	
R2.8.11	115		5,260	288,057	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R2.8.11	116		5,161	282,896	電話料金	R2/7月分			⑨	
R2.8.17	117		33,611	249,285	車輛リース代	R2/8月分			⑨	
R2.8.24	118		4,144	245,141	インターネットホ スティングサービ ス料	R2/8月分			⑨	
R2.8.24	119		6,161	238,980	インターネットF AX料	R2/8月分			⑨	
R2.8.24	120		1,600	237,380	おおさかフェューマンライツ自治体 議員の会と市議との学習・報告会・ 意見交換会		参加費(資料代)		⑦	
R2.8.25	121		3,882	233,498	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/8月分	ASA物販(10,778 円)を除く		⑥	
R2.8.26	122		5,001	228,497	郵便代	84円×73通+120 円×1通	「市政報告 Vol.122」		⑦	
R2.8.26	123		2,863	225,634	ガソリン代				⑦	
R2.8.29	124		320	225,314	駐車料金	ポスティングの為 に利用	行き先:野々宮 神社周辺		⑦	
R2.8.29	125		42,000	183,314	人件費	R2/8月分			⑧	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.8.31	126		28,380	154,934	人件費	R2/8月分			⑧	
R2.8.31	127		2,029	152,905	複合機トータル サービス料金	R2/7月分			⑨	
月計		0	234,692	-234,692						
累計		1,620,000	1,467,095	152,905						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.9.5	128		320	152,585	駐車料金	ポスティングの為に利用	行き先:深井清水町		⑦	
R2.9.7	129		3,138	149,447	ガソリン代				⑦	
R2.9.9	130		4,879	144,568	電話料金	R2/8月分			⑨	
R2.9.10	131		1,000	143,568	新聞購読料	朝日新聞デジタルサービスダブルコース利用料	R2/6月分		⑥	
R2.9.10	132		10,109	133,459	携帯電話料金	R2/7月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イマドコサーチ(220円)、D払い(29,556円)利用料を除く「20,218円」を按分		⑨	
R2.9.10	133		528	132,931	プロバイダー費	R2/7月分	携帯電話料金(50,324円)を除く「880円」を按分		⑨	
R2.9.10	134		660	132,271	ウォーターサーバー費	アクアレルリース代@1100			⑦	
R2.9.10	135		770	131,501	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R2/9月分			⑨	
R2.9.10	136		3,354	128,147	ガソリン代				⑦	
R2.9.15	137		60,000	68,147	事務所賃借料	R2/9月分	政治団体との按分の為		⑨	
R2.9.17	138		33,611	34,536	車輛リース代	R2/9月分			⑨	
R2.9.24	139		1,834	32,702	インターネットホスティングサービス料	R2/9月分			⑨	
R2.9.24	140		67	32,635	インターネットFAX料	R2/9月分			⑨	
R2.9.27	141		864	31,771	来客用飲料水代	珈琲、フレッシュ			⑦	
R2.9.27	142		1,800	29,971	ガソリン代				⑦	
R2.9.28	143		3,882	26,089	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/9月分			⑥	
R2.9.28	144		250	25,839	トイレトーパー				⑨	
R2.9.29	145		48,000	-22,161	人件費	R2/9月分			⑧	
R2.9.30	146		41,250	-63,411	人件費	R2/9月分			⑧	
R2.9.30	147		2,237	-65,648	複合機トータルサービス料金	R2/8月分			⑨	
月計		0	218,553	-218,553						
累計		1,620,000	1,685,648	-65,648						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.10.5	148		4,771	-70,419	郵便代	84円×71通	「市政報告 Vol.123」		⑦	
R2.10.9	149	810,000		739,581	政務活動費	10.11.12月分受 入れ	270000*3=810000			
R2.10.11	150		2,667	736,914	ガソリン代				⑦	
R2.10.11	151		1,123	735,791	手帳代				⑨	
R2.10.12	152		1,000	734,791	新聞購読料	朝日新聞デジタル サービスダブル ルコース利用料	R2/7月分		⑥	
R2.10.12	153		4,972	729,819	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R2.10.12	154		15,365	714,454	携帯電話料金	R2/8月分	spモード(330円)、プロバイダー(880 円)、イマドコサーチ(220円)、D払い (29,754円)利用用を除く「30,950円」 を按分		⑨	
R2.10.12	155		528	713,926	プロバイダー費	R2/8月分	携帯電話料金(61,034円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R2.10.12	156		2,992	710,934	ウォーターサーバー 代	アタクレールリース代@1100 アタクラボトル@1296×3本			⑦	
R2.10.12	157		770	710,164	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R2/10月分			⑨	
R2.10.12	158		1,152	709,012	高速料金	内容は別紙のと おり			②	
R2.10.12	159		168	708,844	郵便代	210円×1通	「市政報告 Vol.123」		⑦	
R2.10.12	160		60,000	648,844	事務所賃借料	R2/10月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R2.10.13	161		340	648,504	消臭剤				⑨	
R2.10.13	162		4,969	643,535	電話料金	R2/9月分			⑨	
R2.10.19	163		33,611	609,924	車輛リース代	R2/10月分			⑨	
R2.10.19	164		3,630	606,294	「連合」購読料	R1/12~R2/11月 分			⑥	
R2.10.19	165		10,000	596,294	ポスティング費用	R2/6月分	「市政報告 Vol.121号」		⑦	
R2.10.19	166		10,000	586,294	ポスティング費用	R2/8月分	「市政報告 Vol.122号」		⑦	
R2.10.19	167		10,000	576,294	ポスティング費用	R2/10月分	「市政報告 Vol.123号」		⑦	
R2.10.19	168		38,880	537,414	複合機リース料	R2/10~12月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R2.10.19	169		1,767	535,647	コピー用紙		政治団体との按 分の為		⑨	
R2.10.19	170		35,622	500,025	コピー用紙代	市政報告用			⑦	

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.10.23	171		1,834	498,191	インターネットホ スティングサービ ス料	R2/10月分			⑨	
R2.10.23	172		67	498,124	インターネットF AX料	R2/10月分			⑨	
R2.10.26	173		840	497,284	乗客用飲料水代	オレンジ・アップ ル・お茶			⑦	
R2.10.27	174		3,882	493,402	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/10月分			⑥	
R2.10.29	175		3,336	490,066	ガンリン代				⑦	
R2.10.30	176		49,830	440,236	人件費	R2/10月分			⑧	
R2.10.30	177		12,000	428,236	ポスティング費用	R2/4月分		「市政報告 Vol120号」	⑦	
R2.10.30	178		10,000	418,236	ポスティング費用	R2/4.5.6月分		「市政報告 Vol120号」	⑦	
R2.10.30	179		22,000	396,236	ポスティング費用	R2/6月分		「市政報告 Vol121号」	⑦	
R2.10.30	180		20,000	376,236	ポスティング費用	R2/8月分		「市政報告 Vol122号」	⑦	
R2.10.30	181		20,000	356,236	ポスティング費用	R2/10月分		「市政報告 Vol123号」	⑦	
R2.10.31	182		54,000	302,236	人件費	R2/10月分			⑧	
月計		810,000	442,116	367,884						
累計		2,430,000	2,127,764	302,236						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.11.2	183		990	301,246	複合機トータルサービス料金	R2/9月分			⑨	
R2.11.4	184		1,104	300,142	タクシー代	議員会館での省庁(厚生労働省・国土交通省)レクチャー参加の為に利用	議員会館での省庁(厚生労働省・国土交通省)レクチャー参加の為に利用	利用区間:議員会館一東京駅	①	
R2.11.4	185		720	299,422	タクシー代	議員会館での省庁(厚生労働省・国土交通省)レクチャー参加の為に利用	議員会館での省庁(厚生労働省・国土交通省)レクチャー参加の為に利用	利用区間:ホテル東京駅	①	
R2.11.10	186		60,000	239,422	事務所賃借料	R2/11月分	政治団体との按分の為		⑨	
R2.11.10	187		1,000	238,422	新聞購読料	朝日新聞デジタルサービスダブルコース利用料	R2/8月分		⑥	
R2.11.10	188		2,797	235,625	ガソリン代				⑦	
R2.11.10	189		10,791	224,834	携帯電話料金	R2/9月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イマドコサーチ(220円)、D払い(48,026円)、spモード決済(1,960円)利用料を除く[21,582円]を按分		⑨	
R2.11.10	190		528	224,306	プロバイダー費	R2/9月分	携帯電話料金(72,118円)を除く「880円」を按分		⑨	
R2.11.10	191		660	223,646	ウォーターサーバー費	アクアクリールリース代@1100			⑦	
R2.11.10	192		770	222,876	Microsoft Office Personal利用料	R2/11月分			⑨	
R2.11.13	193		4,880	217,996	電話料金	R2/10月分			⑨	
R2.11.17	195		33,611	184,385	車輛リース代	R2/11月分			⑨	
R2.11.23	196		2,070	182,315	ガソリン代				⑦	
R2.11.23	197		584	181,731	ティッシュ・トイレットペーパー				⑨	
R2.11.28	198		42,000	139,731	人件費	R2/11月分			⑧	
R2.11.30	199		1,040	138,691	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R2.11.30	200		51,150	87,541	人件費	R2/11月分			⑧	
月計		0	214,695	-214,695						
累計		2,430,000	2,342,459	87,541						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.12.1	201		3,882	83,659	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/11月分			⑥	
R2.12.5	202		831	82,828	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R2.12.5	203		2,280	80,548	来客用飲料水代	お茶、珈琲、 ジュース			⑦	
R2.12.8	204		2,529	78,019	レンタカー代	事務所会議机運 搬の為			⑨	
R2.12.9	205		4,200	73,819	新聞購読料	読売新聞朝刊 R2/11月分			⑥	
R2.12.9	206		3,000	70,819	ガソリン代				⑦	
R2.12.10	207		60,000	10,819	事務所賃借料	R2/12月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R2.12.10	208		1,000	9,819	新聞購読料	朝日新聞デジタル サービスダブル ルコース利用料	R2/9月分		⑥	
R2.12.10	209		5,737	4,082	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R2.12.10	210		9,004	-4,922	携帯電話料金	R2/10月分	spモード(330円)、プロバイダー(880 円)、イマドコサーチ(220円)、D払い (43213円)、spモード決済(1380円)利 用料を除く「18009円」を按分		⑨	
R2.12.10	211		528	-5,450	プロバイダー費	R2/10月分	携帯電話料金(63152円)を除く 「880円」を按分		⑨	
R2.12.10	212		660	-6,110	ウォーターサー バー費	アクリルリース代 @1100			⑦	
R2.12.10	213		770	-6,880	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R2/11月分			⑨	
R2.12.10	214		1,225	-8,105	複合機トータル サービス料金	R2/10月分			⑨	
R2.12.10	215		1,834	-9,939	インターネットホ スティングサービ ス料	R2/11月分			⑨	
R2.12.10	216		6,980	-16,919	インターネットF AX料	R2/11月分			⑨	
R2.12.10	217		4,995	-21,914	電話料金	R2/11月分			⑨	
R2.12.10	217-2		11,716	-33,630	コピー用紙・ラベ ル代		政治団体との按 分の為		⑨	
R2.12.10	217-3		17,811	-51,441	コピー用紙代	市政報告用			⑦	
R2.12.14	218		9,542	-60,983	郵便代	84円×142通	「市政報告 Vol.124」		⑦	
R2.12.15	219		704	-61,687	来客用飲料水代	珈琲、ミルク			⑦	
R2.12.17	220		33,611	-95,298	車輛リース代	R2/12月分			⑨	
R2.12.18	221		1,747	-97,045	郵便代	84円×26通	「市政報告 Vol.124」		⑦	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R2.12.19	222		600	-97,645	ガソリン代				⑦	
R2.12.20	223		3,346	-100,991	ガソリン代				⑦	
R2.12.22	224		3,882	-104,873	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R2/12月分			⑥	
R2.12.23	225		8,086	-112,959	郵便代	84円×2通+140 円×71通	「市政報告 Vol.124」		⑦	
R2.12.25	226		11,760	-124,719	郵便代	140円×105通	「市政報告 Vol.124」		⑦	
R2.12.25	227		592	-125,311	郵便代	レターバックライ ト370円×2通	「市政報告 Vol.124」		⑦	
R2.12.25	228		41,910	-167,221	人件費	R2/12月分			⑧	
R2.12.28	229		3,000	-170,221	ガソリン代				⑦	
R2.12.28	230		1,834	-172,055	インターネットホ スティングサービ ス料	R2/12月分			⑨	
R2.12.28	231		67	-172,122	インター ネットF AX料	R2/12月分			⑨	
R2.12.29	232		54,000	-226,122	人件費	R2/12月分			⑧	
月計		0	313,663	-313,663						
累計		2,430,000	2,656,122	-226,122						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R3.1.1	233		483	-226,605	ガソリン代				⑦	
R3.1.4	234		1,941	-228,546	複合機トータルサービス料金	R2/11月分			⑨	
R3.1.4	235		936	-229,482	灯油代				⑨	
R3.1.4	236		600	-230,082	ガソリン代				⑦	
R3.1.4	237		163	-230,245	ゴミ袋				⑨	
R3.1.7	238		2,751	-232,996	ガソリン代				⑦	
R3.1.8	239		448	-233,444	郵便代	140円×4通	「市政報告 Vol.124」		⑦	
R3.1.8	240	810,000		576,556	政務活動費	1.2.3月分受入れ	270000*3=810000			
R3.1.9	241		5,330	571,226	電話料金	R2/12月分			⑨	
R3.1.12	242		60,000	511,226	事務所賃借料	R3/1月分	政治団体との按分の為		⑨	
R3.1.12	243		1,000	510,226	新聞購読料	朝日新聞デジタルサービスダブルコース利用料	R2/10月分		⑥	
R3.1.12	244		8,859	501,367	携帯電話料金	R2/11月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イマドコサーチ(220円)、D払い(43012円)、spモード決済(890円)利用料を除く「17719円」を按分		⑨	
R3.1.12	245		528	500,839	プロバイダー費	R2/11月分	携帯電話料金(62,171円)を除く「880円」を按分		⑨	
R3.1.12	246		2,992	497,847	ウォーターサーバー費	アクアレルリース代@1100 アクアテラホル@1296×3本			⑦	
R3.1.12	247		770	497,077	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R2/11月分			⑨	
R3.1.12	248		38,880	458,197	複合機リース料	R3/1~3月分	政治団体との按分の為		⑨	
R3.1.12	249		9,900	448,297	輸転機トナー代				⑨	
R3.1.18	250		33,611	414,686	車輻リース代	R3/1月分			⑨	
R3.1.20	251		10,000	404,686	ポスティング費用	R2/12月分	「市政報告 Vol.124号」		⑦	
R3.1.20	252		4,200	400,486	新聞購読料	読売新聞朝刊 R2/12月分			⑥	
R3.1.25	253		3,515	396,971	インターネットFAX料	R3/1月分			⑨	
R3.1.25	254		1,834	395,137	インターネットホスティングサービス料	R3/1月分			⑨	
R3.1.26	256		3,882	391,255	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R3/1月分			⑥	

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R3.1.29	257		35,640	355,615	人件費	R3/1月分			⑧	
R3.1.29	258		960	354,655	灯油				⑨	
R3.1.30	259		48,000	306,655	人件費	R3/1月分			⑧	
月計		810,000	277,223	532,777						
累計		3,240,000	2,933,345	306,655						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R3.2.1	261		2,522	304,133	複合機トータルサービス料金	R2/12月分			⑨	
R3.2.8	262		1,620	302,513	ガソリン代				⑦	
R3.2.9	263		5,566	296,947	電話料金	R3/1月分			⑨	
R3.2.10	264		1,000	295,947	新聞購読料	朝日新聞デジタルサービスダブルコース利用料	R2/11月分		⑥	
R3.2.10	265		5,579	290,368	携帯電話料金	R2/12月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イマドコサーチ(220円)、D払い(49,068円)、spモード決済(890円)利用料を除く「11,159円」を按分		⑨	
R3.2.10	266		528	289,840	プロバイダー費	R2/12月分	携帯電話料金(61,667円)を除く「880円」を按分		⑨	
R3.2.10	267		660	289,180	ウォーターサーバー費	アタクレールリース代@1100			⑦	
R3.2.10	268		1,861	287,319	ボールペン				⑨	
R3.2.10	269		1,447	285,872	パソコンキーボード・レジ袋				⑨	
R3.2.10	270		770	285,102	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R2/12月分			⑨	
R3.2.10	271		730	284,372	高速料金	内容は別紙のとおり			⑦	
R3.2.10	272		60,000	224,372	事務所賃借料	R3/2月分	政治団体との按分の為		⑨	
R3.2.17	273		296	224,076	郵便代	レターパック370円×1通		「市政報告 Vol.124」	⑦	
R3.2.17	274		20,000	204,076	ポスティング費用	R2/12月分		「市政報告 Vol124号」	⑦	
R3.2.19	275		1,834	202,242	インターネットホスティングサービス料	R3/2月分			⑨	
R3.2.19	276		67	202,175	インターネットFAX料	R3/2月分			⑨	
R3.2.26	277		40,920	161,255	人件費	R3/2月分			⑧	
R3.2.26	278		4,200	157,055	新聞購読料	読売新聞朝刊 R3/1月分			⑥	
R3.2.26	279		3,882	153,173	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R3/2月分			⑥	
R3.2.27	280		42,000	111,173	人件費	R3/2月分			⑧	
月計		0	195,482	-195,482						
累計		3,240,000	3,128,827	111,173						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R3.3.1	281		841	110,332	トイレトーパー・石鹸・消臭剤・レジ袋				⑨	
R3.3.1	282		4,615	105,717	複合機トータルサービス料金	R3/1月分			⑨	
R3.3.2	283		33,611	72,106	車輛リース代	R3/2月分	リース代¥56,019-を按分(差額は延滞利子の為支出しない)		⑨	
R3.3.2	284		1,560	70,546	タクシー代	事務所まで市政相談の為に利用	利用区間:自宅-事務所		①	
R3.3.10	285		1,000	69,546	新聞購読料	朝日新聞デジタルサービスダブルコース利用料	R2/12月分		⑥	
R3.3.10	286		5,311	64,235	携帯電話料金	R3/1月分	spモード(330円)、プロバイダー(880円)、イマドコサーチ(220円)、D払い(48,072円)、spモード決済(1,870円)利用料を除く「10,623円」を按分		⑨	
R3.3.10	287		528	63,707	プロバイダー費	R3/1月分	携帯電話料金(61,115円)を除く「880円」を按分		⑨	
R3.3.10	288		660	63,047	ウォーターサーバー費	アタクレールリース代@1100			⑦	
R3.3.10	289		8,507	54,540	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R3.3.10	290		770	53,770	Microsoft Office Personal利用料	R3/1月分			⑨	
R3.3.10	291		800	52,970	高速料金	内容は別紙のとおり			⑦	
R3.3.10	292		60,000	-7,030	事務所賃借料	R3/3月分	政治団体との按分の為		⑨	
R3.3.10	293		864	-7,894	灯油				⑨	
R3.3.11	294		18,304	-26,198	ポスティング費用	「市政報告 Vol.125&126合併号」			⑦	
R3.3.17	295		4,200	-30,398	新聞購読料	読売新聞朝刊 R3/2月分			⑥	
R3.3.17	296		2,130	-32,528	乗車券代	愛知県陶磁美術館視察の為に利用	利用区間:大阪難波-名古屋		①	
R3.3.17	297		2,130	-34,658	乗車券代	愛知県陶磁美術館視察の為に利用	利用区間:名古屋-大阪難波		①	
R3.3.22	299		4,905	-39,563	電話料金	R3/2月分			⑨	
R3.3.22	300		1,834	-41,397	インターネットホスティングサービス料	R3/3月分			⑨	
R3.3.22	301		67	-41,464	インターネットFAX料	R3/3月分			⑨	
R3.3.23	302		1,200	-42,664	ガソリン代				⑦	
R3.3.24	303		866	-43,530	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R3.3.26	304		3,500	-47,030	購読料	「がんばろう、日本！」国民協議会機関誌「日本再生」	2021年3月～2022年2月分		⑥	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R3.3.26	305		4,704	-51,734	郵便代	84円×70通	「市政報告 Vol.125&126合 併号」		⑦	
R3.3.29	306		41,580	-93,314	人件費	R3/3月分			⑧	
R3.3.30	307		48,000	-141,314	人件費	R3/3月分			⑧	
R3.3.30	308		3,882	-145,196	新聞購読料	朝日新聞朝刊 R3/3月分			⑥	
R3.3.31	309		990	-146,186	複合機トータル サービス料金	R3/2月分			⑨	
月計		0	257,359	-257,359						
累計		3,240,000	3,386,186	-146,186						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 枚方市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 平成27年7月1日 (期間の定め無)		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等))		
勤務時間数	48 時間 / 4 週		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	10,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	60 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 25.2 時間 (勤務時間数) 42 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他(例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考	平成30年8月1日雇用条件変更		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費+後援会活動	1/2
政務活動費+政党活動	1/2
政務活動+後援活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	大阪府枚方市 [REDACTED] TEL [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	雇用開始日 平成 27 年 7 月 1 日 (期間の定めなし)	
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル 1 階 木畑ただし議員事務所	
仕 事 内 容	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成・政党収支関係書類の作成	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 00 分から 午前・午後 3 時 00 分まで (就業時間の間で 45 分～60 分) (状況により変動有)	
出 勤 日	月～土の内月 8 日 (日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)	
給 与 (賃 金)	日額 10,000 円 (交通費含む)	
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、末日支払い	
給 与 振 込 先	現金支給	
<p>本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する 3ヶ月前までに通知するものとする。</p>		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p>		
平成 30 年 8 月 1 日		
雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡		
被雇用者 [REDACTED]		

出 勤 簿(令和2年4月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和2年4月1日(水)				
令和2年4月2日(木)				
令和2年4月3日(金)				
令和2年4月4日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年4月5日(日)				
令和2年4月6日(月)				
令和2年4月7日(火)	9:00	16:00	7 時間 00 分	休憩 45分
令和2年4月8日(水)				
令和2年4月9日(木)				
令和2年4月10日(金)				
令和2年4月11日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年4月12日(日)				
令和2年4月13日(月)				
令和2年4月14日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年4月15日(水)				
令和2年4月16日(木)				
令和2年4月17日(金)				
令和2年4月18日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年4月19日(日)				
令和2年4月20日(月)				
令和2年4月21日(火)	9:00	17:00	8 時間 00 分	休憩 60分
令和2年4月22日(水)				
令和2年4月23日(木)				
令和2年4月24日(金)				
令和2年4月25日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年4月26日(日)				
令和2年4月27日(月)				
令和2年4月28日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年4月29日(水)				
令和2年4月30日(木)				
合計			51 時間 00 分	
出勤日数			8	



出 勤 簿(令和2年5月)

氏名 XXXXXXXXXX

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和2年5月1日(金)				
令和2年5月2日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月3日(日)				
令和2年5月4日(月)				
令和2年5月5日(火)				
令和2年5月6日(水)				
令和2年5月7日(木)				
令和2年5月8日(金)				
令和2年5月9日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月10日(日)				
令和2年5月11日(月)				
令和2年5月12日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月13日(水)				
令和2年5月14日(木)				
令和2年5月15日(金)				
令和2年5月16日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月17日(日)				
令和2年5月18日(月)				
令和2年5月19日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月20日(水)				
令和2年5月21日(木)				
令和2年5月22日(金)				
令和2年5月23日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月24日(日)				
令和2年5月25日(月)				
令和2年5月26日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月27日(水)				
令和2年5月28日(木)				
令和2年5月29日(金)				
令和2年5月30日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年5月31日(日)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	

確認印



出 勤 簿 (令和2年6月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和2年6月1日(月)				
令和2年6月2日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月3日(水)				
令和2年6月4日(木)				
令和2年6月5日(金)				
令和2年6月6日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月7日(日)				
令和2年6月8日(月)				
令和2年6月9日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月10日(水)				
令和2年6月11日(木)				
令和2年6月12日(金)				
令和2年6月13日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月14日(日)				
令和2年6月15日(月)				
令和2年6月16日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月17日(水)				
令和2年6月18日(木)				
令和2年6月19日(金)				
令和2年6月20日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月21日(日)				
令和2年6月22日(月)				
令和2年6月23日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月24日(水)				
令和2年6月25日(木)				
令和2年6月26日(金)				
令和2年6月27日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年6月28日(日)				
令和2年6月29日(月)				
令和2年6月30日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
合計			54 時間 00 分	
出勤日数			9	



出 勤 簿(令和2年7月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和2年7月1日(水)				
令和2年7月2日(木)				
令和2年7月3日(金)				
令和2年7月4日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月5日(日)				
令和2年7月6日(月)				
令和2年7月7日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月8日(水)				
令和2年7月9日(木)				
令和2年7月10日(金)				
令和2年7月11日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月12日(日)				
令和2年7月13日(月)				
令和2年7月14日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月15日(水)				
令和2年7月16日(木)				
令和2年7月17日(金)				
令和2年7月18日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月19日(日)				
令和2年7月20日(月)				
令和2年7月21日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月22日(水)				
令和2年7月23日(木)				
令和2年7月24日(金)				
令和2年7月25日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月26日(日)				
令和2年7月27日(月)				
令和2年7月28日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年7月29日(水)				
令和2年7月30日(木)				
令和2年7月31日(金)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



出 勤 簿(令和2年8月)

氏名 XXXXXXXXXX

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和2年8月1日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年8月2日(日)				
令和2年8月3日(月)				
令和2年8月4日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年8月5日(水)				
令和2年8月6日(木)				
令和2年8月7日(金)				
令和2年8月8日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年8月9日(日)				
令和2年8月10日(月)				
令和2年8月11日(火)				
令和2年8月12日(水)				
令和2年8月13日(木)				
令和2年8月14日(金)				
令和2年8月15日(土)				
令和2年8月16日(日)				
令和2年8月17日(月)				
令和2年8月18日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年8月19日(水)				
令和2年8月20日(木)				
令和2年8月21日(金)				
令和2年8月22日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年8月23日(日)				
令和2年8月24日(月)				
令和2年8月25日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年8月26日(水)				
令和2年8月27日(木)				
令和2年8月28日(金)				
令和2年8月29日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年8月30日(日)				
令和2年8月31日(月)				
合計			42 時間 00 分	
出勤日数			7	



出勤簿(令和2年9月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和2年9月1日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月2日(水)				
令和2年9月3日(木)				
令和2年9月4日(金)				
令和2年9月5日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月6日(日)				
令和2年9月7日(月)				
令和2年9月8日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月9日(水)				
令和2年9月10日(木)				
令和2年9月11日(金)				
令和2年9月12日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月13日(日)				
令和2年9月14日(月)				
令和2年9月15日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月16日(水)				
令和2年9月17日(木)				
令和2年9月18日(金)				
令和2年9月19日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月20日(日)				
令和2年9月21日(月)				
令和2年9月22日(火)				
令和2年9月23日(水)				
令和2年9月24日(木)				
令和2年9月25日(金)				
令和2年9月26日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月27日(日)				
令和2年9月28日(月)				
令和2年9月29日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年9月30日(水)				
合計			48時間 00分	
出勤日数			8	



出 勤 簿 (令和2年10月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和2年10月1日(木)				
令和2年10月2日(金)				
令和2年10月3日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年10月4日(日)				
令和2年10月5日(月)				
令和2年10月6日(火)	9:00	16:30	7 時間 30 分	休憩 45分
令和2年10月7日(水)				
令和2年10月8日(木)				
令和2年10月9日(金)				
令和2年10月10日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年10月11日(日)				
令和2年10月12日(月)				
令和2年10月13日(火)	9:00	16:00	7 時間 00 分	休憩 45分
令和2年10月14日(水)				
令和2年10月15日(木)				
令和2年10月16日(金)				
令和2年10月17日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年10月18日(日)				
令和2年10月19日(月)				
令和2年10月20日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年10月21日(水)				
令和2年10月22日(木)				
令和2年10月23日(金)				
令和2年10月24日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年10月25日(日)				
令和2年10月26日(月)				
令和2年10月27日(火)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和2年10月28日(水)				
令和2年10月29日(木)				
令和2年10月30日(金)				
令和2年10月31日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
合計			56 時間 30 分	
出勤日数			9	



出勤簿(令和2年11月)

氏名

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和2年11月1日(日)				
令和2年11月2日(月)				
令和2年11月3日(火)				
令和2年11月4日(水)				
令和2年11月5日(木)				
令和2年11月6日(金)				
令和2年11月7日(土)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和2年11月8日(日)				
令和2年11月9日(月)				
令和2年11月10日(火)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和2年11月11日(水)				
令和2年11月12日(木)				
令和2年11月13日(金)				
令和2年11月14日(土)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和2年11月15日(日)				
令和2年11月16日(月)				
令和2年11月17日(火)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和2年11月18日(水)				
令和2年11月19日(木)				
令和2年11月20日(金)				
令和2年11月21日(土)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和2年11月22日(日)				
令和2年11月23日(月)				
令和2年11月24日(火)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和2年11月25日(水)				
令和2年11月26日(木)				
令和2年11月27日(金)				
令和2年11月28日(土)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和2年11月29日(日)				
令和2年11月30日(月)				
合計			42時間00分	
出勤日数			7	



出勤簿(令和2年12月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和2年12月1日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月2日(水)				
令和2年12月3日(木)				
令和2年12月4日(金)				
令和2年12月5日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月6日(日)				
令和2年12月7日(月)				
令和2年12月8日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月9日(水)				
令和2年12月10日(木)				
令和2年12月11日(金)				
令和2年12月12日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月13日(日)				
令和2年12月14日(月)				
令和2年12月15日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月16日(水)				
令和2年12月17日(木)				
令和2年12月18日(金)				
令和2年12月19日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月20日(日)				
令和2年12月21日(月)				
令和2年12月22日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月23日(水)				
令和2年12月24日(木)				
令和2年12月25日(金)				
令和2年12月26日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月27日(日)				
令和2年12月28日(月)				
令和2年12月29日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和2年12月30日(水)				
令和2年12月31日(木)				
合計			54時間 00分	
出勤日数			9	



出勤簿(令和3年1月)

氏名 XXXXXXXXXX

日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和3年1月1日(金)				
令和3年1月2日(土)				
令和3年1月3日(日)				
令和3年1月4日(月)				
令和3年1月5日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月6日(水)				
令和3年1月7日(木)				
令和3年1月8日(金)				
令和3年1月9日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月10日(日)				
令和3年1月11日(月)				
令和3年1月12日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月13日(水)				
令和3年1月14日(木)				
令和3年1月15日(金)				
令和3年1月16日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月17日(日)				
令和3年1月18日(月)				
令和3年1月19日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月20日(水)				
令和3年1月21日(木)				
令和3年1月22日(金)				
令和3年1月23日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月24日(日)				
令和3年1月25日(月)				
令和3年1月26日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月27日(水)				
令和3年1月28日(木)				
令和3年1月29日(金)				
令和3年1月30日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年1月31日(日)				
合計			48時間 00分	
出勤日数			8	



出勤簿(令和3年2月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和3年2月1日(月)				
令和3年2月2日(火)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和3年2月3日(水)				
令和3年2月4日(木)				
令和3年2月5日(金)				
令和3年2月6日(土)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和3年2月7日(日)				
令和3年2月8日(月)				
令和3年2月9日(火)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和3年2月10日(水)				
令和3年2月11日(木)				
令和3年2月12日(金)				
令和3年2月13日(土)	9:00	15:00	6時間00分	休憩 45分
令和3年2月14日(日)				
令和3年2月15日(月)				
令和3年2月16日(火)	9:00	17:00	8時間00分	休憩 45分
令和3年2月17日(水)				
令和3年2月18日(木)				
令和3年2月19日(金)				
令和3年2月20日(土)	9:00	16:00	7時間00分	休憩 45分
令和3年2月21日(日)				
令和3年2月22日(月)				
令和3年2月23日(火)				
令和3年2月24日(水)				
令和3年2月25日(木)				
令和3年2月26日(金)				
令和3年2月27日(土)	9:00	16:00	7時間00分	休憩 45分
令和3年2月28日(日)				
合計			46時間00分	
出勤日数			7	



出勤簿(令和3年3月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和3年3月1日(月)				
令和3年3月2日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月3日(水)				
令和3年3月4日(木)				
令和3年3月5日(金)				
令和3年3月6日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月7日(日)				
令和3年3月8日(月)				
令和3年3月9日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月10日(水)				
令和3年3月11日(木)				
令和3年3月12日(金)				
令和3年3月13日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月14日(日)				
令和3年3月15日(月)				
令和3年3月16日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月17日(水)				
令和3年3月18日(木)				
令和3年3月19日(金)				
令和3年3月20日(土)				
令和3年3月21日(日)				
令和3年3月22日(月)				
令和3年3月23日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月24日(水)				
令和3年3月25日(木)				
令和3年3月26日(金)				
令和3年3月27日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月28日(日)				
令和3年3月29日(月)				
令和3年3月30日(火)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和3年3月31日(水)				
合計			48時間 00分	
出勤日数			8	



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 平成30年6月16日 (期間の定め無)		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等))		
勤務時間数	60 時間 / 4 週		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,100 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	60 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 36 時間 (勤務時間数) 60 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他(例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	平成30年11月1日雇用条件変更		






※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費+後援会活動	1/2
政務活動費+政党活動	1/2
政務活動+後援活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府堺市  TEL 	

下記の条件で契約します

雇 用 期 間	雇用開始日 平成 30 年 6 月 16 日 (期間の定め無)
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル 1 階 木畑ただし議員事務所
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成、後援会運営にかかる業務
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 10 時 分から 午後 3 時 分まで (状況により変動有) (6 時間超えた場合、就業時間の間で 45 分~60 分)
出 勤 日	月~金の内月 12 日 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)
給 与 (賃 金)	時給 1, 1 0 0 円
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、末日支払い
給 与 振 込 先	現金支給

本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する 3ヶ月前までに通知するものとする。

契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 30 年 11 月 1 日

雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡

被雇用者 

出 勤 簿(令和2年4月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年4月1日(水)	13:30	15:00	0 時間 00 分	1 時間 30 分
令和2年4月6日(月)	12:00	16:30	0 時間 00 分	4 時間 30 分
令和2年4月8日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年4月10日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年4月13日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年4月15日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年4月17日(金)	10:00	15:30	0 時間 00 分	5 時間 30 分
令和2年4月20日(月)	10:00	16:00	0 時間 00 分	6 時間 00 分
令和2年4月22日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年4月24日(金)	10:00	15:30	0 時間 00 分	5 時間 30 分
令和2年4月27日(月)	10:00	15:30	0 時間 00 分	5 時間 30 分
令和2年4月30日(木)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
合計			0 時間 00 分	58 時間 30 分
出勤日数				12



出 勤 簿 (令和2年5月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年5月1日(金)				
令和2年5月2日(土)				
令和2年5月3日(日)				
令和2年5月4日(月)				
令和2年5月5日(火)				
令和2年5月6日(水)				
令和2年5月7日(木)				
令和2年5月8日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月9日(土)				
令和2年5月10日(日)				
令和2年5月11日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月12日(火)				
令和2年5月13日(水)	10:30	15:00	0 時間 00 分	4 時間 30 分
令和2年5月14日(木)				
令和2年5月15日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月16日(土)				
令和2年5月17日(日)				
令和2年5月18日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月19日(火)				
令和2年5月20日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月21日(木)				
令和2年5月22日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月23日(土)				
令和2年5月24日(日)				
令和2年5月25日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月26日(火)				
令和2年5月27日(水)	10:00	16:00	0 時間 00 分	6 時間 00 分
令和2年5月28日(木)				
令和2年5月29日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年5月30日(土)				
令和2年5月31日(日)				
合計			0 時間 00 分	50 時間 30 分
出勤日数				10



出 勤 簿 (令和2年6月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年6月1日(月)	10:00	15:30	0 時間 00 分	5 時間 30 分
令和2年6月2日(火)				
令和2年6月3日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月4日(木)				
令和2年6月5日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月6日(土)				
令和2年6月7日(日)				
令和2年6月8日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月9日(火)				
令和2年6月10日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月11日(木)				
令和2年6月12日(金)	10:00	12:00	0 時間 00 分	2 時間 00 分
令和2年6月13日(土)				
令和2年6月14日(日)				
令和2年6月15日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月16日(火)				
令和2年6月17日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月18日(木)				
令和2年6月19日(金)	10:30	15:00	0 時間 00 分	4 時間 30 分
令和2年6月20日(土)				
令和2年6月21日(日)				
令和2年6月22日(月)				
令和2年6月23日(火)				
令和2年6月24日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月25日(木)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月26日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月27日(土)				
令和2年6月28日(日)				
令和2年6月29日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年6月30日(火)				
合計			0 時間 00 分	62 時間 00 分
出勤日数				13

確 認 印



出 勤 簿(令和2年7月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年7月1日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月2日(木)				
令和2年7月3日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月4日(土)				
令和2年7月5日(日)				
令和2年7月6日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月7日(火)				
令和2年7月8日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月9日(木)				
令和2年7月10日(金)				
令和2年7月11日(土)				
令和2年7月12日(日)				
令和2年7月13日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月14日(火)				
令和2年7月15日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月16日(木)				
令和2年7月17日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月18日(土)				
令和2年7月19日(日)				
令和2年7月20日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月21日(火)				
令和2年7月22日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月23日(木)				
令和2年7月24日(金)				
令和2年7月25日(土)				
令和2年7月26日(日)				
令和2年7月27日(月)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月28日(火)				
令和2年7月29日(水)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
令和2年7月30日(木)				
令和2年7月31日(金)	10:00	15:00	0 時間 00 分	5 時間 00 分
合計			0 時間 00 分	60 時間 00 分
出勤日数				12



出勤簿(令和2年8月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年8月1日(土)				
令和2年8月2日(日)				
令和2年8月3日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年8月4日(火)				
令和2年8月5日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年8月6日(木)				
令和2年8月7日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年8月8日(土)				
令和2年8月9日(日)				
令和2年8月10日(月)				
令和2年8月11日(火)				
令和2年8月12日(水)				
令和2年8月13日(木)				
令和2年8月14日(金)				
令和2年8月15日(土)				
令和2年8月16日(日)				
令和2年8月17日(月)	12:00	15:00	0時間 00分	3時間 00分
令和2年8月18日(火)				
令和2年8月19日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年8月20日(木)				
令和2年8月21日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年8月22日(土)				
令和2年8月23日(日)				
令和2年8月24日(月)				
令和2年8月25日(火)				
令和2年8月26日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年8月27日(木)				
令和2年8月28日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年8月29日(土)				
令和2年8月30日(日)				
令和2年8月31日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
合計			0時間 00分	43時間 00分
出勤日数				9

確認印



出勤簿(令和2年9月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年9月1日(火)				
令和2年9月2日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月3日(木)				
令和2年9月4日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月5日(土)				
令和2年9月6日(日)				
令和2年9月7日(月)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月8日(火)				
令和2年9月9日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月10日(木)				
令和2年9月11日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月12日(土)				
令和2年9月13日(日)				
令和2年9月14日(月)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年9月15日(火)				
令和2年9月16日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月17日(木)				
令和2年9月18日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月19日(土)				
令和2年9月20日(日)				
令和2年9月21日(月)				
令和2年9月22日(火)				
令和2年9月23日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月24日(木)	13:00	14:00	0時間00分	1時間00分
令和2年9月25日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年9月26日(土)				
令和2年9月27日(日)				
令和2年9月28日(月)	10:30	16:30	0時間00分	6時間00分
令和2年9月29日(火)				
令和2年9月30日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
合計			0時間00分	62時間30分
出勤日数				13



出勤簿(令和2年10月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年10月1日(木)				
令和2年10月2日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年10月3日(土)				
令和2年10月4日(日)				
令和2年10月5日(月)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年10月6日(火)				
令和2年10月7日(水)	10:00	16:00	0時間00分	6時間00分
令和2年10月8日(木)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年10月9日(金)	10:00	16:00	0時間00分	6時間00分
令和2年10月10日(土)				
令和2年10月11日(日)				
令和2年10月12日(月)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年10月13日(火)				
令和2年10月14日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年10月15日(木)				
令和2年10月16日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年10月17日(土)				
令和2年10月18日(日)				
令和2年10月19日(月)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年10月20日(火)				
令和2年10月21日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年10月22日(木)				
令和2年10月23日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年10月24日(土)				
令和2年10月25日(日)				
令和2年10月26日(月)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年10月27日(火)				
令和2年10月28日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年10月29日(木)				
令和2年10月30日(金)	10:00	16:00	0時間00分	6時間00分
令和2年10月31日(土)				
合計			0時間00分	75時間30分
出勤日数				14

確認印



出勤簿(令和2年11月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年11月1日(日)				
令和2年11月2日(月)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月3日(火)				
令和2年11月4日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月5日(木)				
令和2年11月6日(金)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月7日(土)				
令和2年11月8日(日)				
令和2年11月9日(月)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月10日(火)				
令和2年11月11日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月12日(木)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月13日(金)	10:00	16:00	0時間 00分	6時間 00分
令和2年11月14日(土)				
令和2年11月15日(日)				
令和2年11月16日(月)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月17日(火)	12:00	17:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年11月18日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和2年11月19日(木)				
令和2年11月20日(金)	10:00	16:00	0時間 00分	6時間 00分
令和2年11月21日(土)				
令和2年11月22日(日)				
令和2年11月23日(月)				
令和2年11月24日(火)				
令和2年11月25日(水)	10:00	16:00	0時間 00分	6時間 00分
令和2年11月26日(木)				
令和2年11月27日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和2年11月28日(土)				
令和2年11月29日(日)				
令和2年11月30日(月)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
合計			0時間 00分	77時間 30分
出勤日数				14



出勤簿(令和2年12月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和2年12月1日(火)				
令和2年12月2日(水)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年12月3日(木)				
令和2年12月4日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年12月5日(土)				
令和2年12月6日(日)				
令和2年12月7日(月)	10:00	15:30	0時間00分	5時間30分
令和2年12月8日(火)				
令和2年12月9日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年12月10日(木)				
令和2年12月11日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年12月12日(土)				
令和2年12月13日(日)				
令和2年12月14日(月)	10:00	16:00	0時間00分	6時間00分
令和2年12月15日(火)				
令和2年12月16日(水)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年12月17日(木)				
令和2年12月18日(金)	10:00	16:00	0時間00分	6時間00分
令和2年12月19日(土)				
令和2年12月20日(日)				
令和2年12月21日(月)	10:00	13:30	0時間00分	3時間30分
令和2年12月22日(火)				
令和2年12月23日(水)	10:00	16:00	0時間00分	6時間00分
令和2年12月24日(木)	10:00	16:00	0時間00分	6時間00分
令和2年12月25日(金)	10:00	15:00	0時間00分	5時間00分
令和2年12月26日(土)				
令和2年12月27日(日)				
令和2年12月28日(月)				
令和2年12月29日(火)				
令和2年12月30日(水)				
令和2年12月31日(木)				
合計			0時間00分	63時間30分
出勤日数				12

確認印



出勤簿(令和3年1月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和3年1月1日(金)				
令和3年1月2日(土)				
令和3年1月3日(日)				
令和3年1月4日(月)	14:00	16:00	0時間 00分	2時間 00分
令和3年1月5日(火)				
令和3年1月6日(水)	10:00	16:00	0時間 00分	6時間 00分
令和3年1月7日(木)				
令和3年1月8日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年1月9日(土)				
令和3年1月10日(日)				
令和3年1月11日(月)				
令和3年1月12日(火)				
令和3年1月13日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年1月14日(木)				
令和3年1月15日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年1月16日(土)				
令和3年1月17日(日)				
令和3年1月18日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年1月19日(火)				
令和3年1月20日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年1月21日(木)				
令和3年1月22日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年1月23日(土)				
令和3年1月24日(日)				
令和3年1月25日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年1月26日(火)				
令和3年1月27日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年1月28日(木)				
令和3年1月29日(金)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年1月30日(土)				
令和3年1月31日(日)				
合計			0時間 00分	54時間 00分
出勤日数				11



出勤簿(令和3年2月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和3年2月1日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年2月2日(火)				
令和3年2月3日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年2月4日(木)				
令和3年2月5日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年2月6日(土)				
令和3年2月7日(日)				
令和3年2月8日(月)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年2月9日(火)				
令和3年2月10日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年2月11日(木)				
令和3年2月12日(金)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年2月13日(土)				
令和3年2月14日(日)				
令和3年2月15日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年2月16日(火)				
令和3年2月17日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年2月18日(木)				
令和3年2月19日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年2月20日(土)				
令和3年2月21日(日)				
令和3年2月22日(月)	13:00	16:30	0時間 00分	3時間 30分
令和3年2月23日(火)				
令和3年2月24日(水)	10:00	16:00	0時間 00分	6時間 00分
令和3年2月25日(木)				
令和3年2月26日(金)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年2月27日(土)				
令和3年2月28日(日)				
合計			0時間 00分	62時間 00分
出勤日数				12



出勤簿(令和3年3月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間
令和3年3月1日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年3月2日(火)				
令和3年3月3日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年3月4日(木)				
令和3年3月5日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年3月6日(土)				
令和3年3月7日(日)				
令和3年3月8日(月)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年3月9日(火)				
令和3年3月10日(水)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年3月11日(木)				
令和3年3月12日(金)				
令和3年3月13日(土)				
令和3年3月14日(日)				
令和3年3月15日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年3月16日(火)				
令和3年3月17日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年3月18日(木)				
令和3年3月19日(金)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年3月20日(土)				
令和3年3月21日(日)				
令和3年3月22日(月)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年3月23日(火)				
令和3年3月24日(水)	10:00	15:30	0時間 00分	5時間 30分
令和3年3月25日(木)				
令和3年3月26日(金)	10:00	16:00	0時間 00分	6時間 00分
令和3年3月27日(土)				
令和3年3月28日(日)				
令和3年3月29日(月)	10:00	15:00	0時間 00分	5時間 00分
令和3年3月30日(火)				
令和3年3月31日(水)				
合計			0時間 00分	63時間 00分
出勤日数				12



配布委託契約書

堺市議会議員 木畑 匡を甲、[REDACTED]を乙として、下記の通り
配布委託契約書を締結します。

第1条 乙は甲の要請に従い各家庭へのポスティング業務を誠実に行ってください。

第2条 甲の就業時間は午前9時から午後6時までとします。
(但し、乙の就業時間は常識の範囲内で乙に一任します)

第3条 報告の義務
乙は配布開始、終了時に電話報告を必ず行ってください。
その日の配布終了時の報告は配布した枚数を正確に報告してください。
事務所が就業時間外または休日の場合は留守電に入力してください。

第4条 支払い賃金については、次の定める通りとします。
賃金は、配布枚数に応じて支払う。但し支払いは、1月～3月分・4月～6月分・
7月～9月分・10月～12月分、3ヶ月分(両者の都合に合わせて変動可)を一
括に支払います。賃金支払日は、3ヶ月目最終配布日(事務所が就業時間外ま
たは休日の場合は、翌日。ただし両者の都合に合わせて変動可)とします。

第5条 乙はポスティングの業務を何らかの理由で辞退する場合は、現状で請け負っ
ているものについては、乙が責任を持って配布完了まで配布作業を行ってくださ
い。それ以外は必ず1カ月前までに事務所に何らかの形で通達してください。

第6条 乙は甲の信用を重んじ、業務上知りえた秘密の漏洩、その他、甲の不利益とな
る行為は一切しないでください。

第7条 乙が配布物の投棄・焼却・盗難・虚偽の報告等で甲または第三者に損害を与え
た場合は、賃金の支払いは一切行いません。

平成30年10月1日

(甲) 大阪府堺市中区深井沢町 3287
堺市議会議員 木畑 匡

(乙) 大阪府堺市 [REDACTED]
[REDACTED]

配布委託契約書

堺市議会議員 木畑 匡を甲、[REDACTED]を乙として、下記の通り
配布委託契約書を締結します。

第1条 乙は甲の要請に従い各家庭へのポスティング業務を誠実に行ってください。

第2条 甲の就業時間は午前9時から午後6時までとします。
(但し、乙の就業時間は常識の範囲内で乙に一任します)

第3条 報告の義務
乙は配布開始、終了時に電話報告を必ず行ってください。
その日の配布終了時の報告は配布した枚数を正確に報告してください。
事務所が就業時間外または休日の場合は留守電に入力してください。

第4条 支払い賃金については、次の定める通りとします。
賃金は、配布枚数に応じて支払う。但し支払いは、1月～3月分・4月～6月分・
7月～9月分・10月～12月分、3ヶ月分(両者の都合に合わせて変動可)を一
括に支払います。賃金支払日は、3ヶ月目最終配布日(事務所が就業時間外ま
たは休日の場合は、翌日。ただし両者の都合に合わせて変動可)とします。

第5条 乙はポスティングの業務を何らかの理由で辞退する場合は、現状で請け負っ
ているものについては、乙が責任を持って配布完了まで配布作業を行ってくださ
い。それ以外は必ず1ヵ月前までに事務所に何らかの形で通達してください。

第6条 乙は甲の信用を重んじ、業務上知りえた秘密の漏洩、その他、甲の不利益とな
る行為は一切しないでください。

第7条 乙が配布物の投棄・焼却・盗難・虚偽の報告等で甲または第三者に損害を与え
た場合は、賃金の支払いは一切行いません。

平成30年10月1日

(甲) 大阪府堺市中区深井沢町 3287
堺市議会議員 木畑 匡

(乙) 大阪府堺市 [REDACTED]
[REDACTED]

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

管理責任者 (議員名)	木畑 匡		
事務所名	堺市議会議員 木畑ただし 事務所		
所在地	〒599-8236 堺市中区深井沢町3287 アシストビル1階 TEL 072 (281) 8030		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 アシストワーク株式会社)		
	他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 私的使用	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒	<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 会社等(関係団体)		
延べ面積	40.35㎡	賃借料	月額 100,000 円 (政務活動費充当額 60,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	60%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積(㎡) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 192 時間のうち 120 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代... 60% <input type="checkbox"/> 水道代 <input type="checkbox"/> ガス代... % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代... 60% <input checked="" type="checkbox"/> その他(事務所関係費)... 60%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主との関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成28年3月1日

アシストワーク株式会社

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会員業務用

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 アシストワーク株式会社 を甲とし、賃借人 木畑 匡 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市中区深井沢町3287番地		
住居表示	大阪府堺市中区深井沢町3287番地		
家屋番号	3287番	建物種類	事務所
建物名称	アシストビル	住戸番号	101号
構造	SRC造 陸屋根葺 6階建（目的物の所在階数 1階）		
	（ <input type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input checked="" type="checkbox"/> その他 テナントビル ）		
床面積	40.35㎡		
施工仕様			
付属設備	トイレ、給湯室、エアコン、照明器具		
付属施設	駐車場、自転車置き場		
付記事項	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>		


*記入例→

施工仕様……	内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
付属設備……	給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
付属施設……	駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期 および 引渡し日	2年 間とする
平成28年3月1日より	
終期	平成30年2月28日まで

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 100,000円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 池田泉州銀行 預金 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 
共益費	月額 円		宛先名義人 株式会社 ウィン住建 フリガナ カブシキガイシャ ウィンジュウケン






(4) 保証金

保証金	円	解約時控除金	円
-----	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所 〒599-8236 大阪府堺市中区深井沢町 3287 番地
	氏名 アシストワーク株式会社
管理人	住所 〒591-8022 大阪府堺市北区金岡町 1490-5 AMSビル2階
	氏名 株式会社 ウィン住建

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位（代表者、所長、管理責任者、社員等）
(本人)	木畑 匡	堺市議会議員	
家族又は従業者・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業員〇〇名)等記入 合計()人			
			事務員
			'
			"

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所			
	氏名			年齢
	職業	借主との関係		

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日限り、翌月分の賃料および共益費として甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であつて、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。
5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

- 第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外表面(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は、乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

(1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。

(2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。

(3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。

(4)乙または連帯保証人が死亡したとき。

(5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。

(6)本物件を毀損または滅失したとき。

(7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第 11 条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第 5 条（本物件内の造作等）または第 6 条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第 14 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第 3 条の賃料等の支払義務
- (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- (1)第 1 条の使用目的遵守義務
- (2)第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
- (3)第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
- (4)第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務
- (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の2ヵ月前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の2ヵ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

~~第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。~~

(雑則)

第 20 条 本物件における電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第3条に定める賃料および共益費、第4条第2項の解約時控除金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以上

平成 年 月 日

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成28年3月1日

甲（賃貸人）

住所 大阪府堺市中区深井沢町3287番地

アシストワーク株式会社

氏名 代表取締役 奥野 眞一

(Tel. 072-276-6880)



乙（賃借人）

住所

堺市

木

畑

匡

氏名

(Tel.)



連帯保証人

住所

氏名

(Tel.)

印

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号

事務所所在地

商号(名称)

代表者氏名

宅地建物取引士

登録番号

氏名

印

媒介業者

平成 年 月 日

賃貸建物《 アシストビル101号 》

賃貸人 アシストワーク株式会社 殿

賃借人

住所

堺市

氏名

木

畑

匡

(Tel. [redacted])

鍵預かり書 (念書)

このたび、賃貸建物《 アシストビル 》(101号室)を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、同建物の鍵2個(鍵No. 別紙明細)を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

解約通知書

通知年月日 年 月 日

賃貸人 アシストワーク株式会社 殿
物件名 アシストビル (1階101号室)
賃借人氏名 印
TEL

キ
リ
ト
リ
セ
ン

賃借人 〇〇〇〇は建物賃貸借契約を解約し、
年 月 日に明け渡すことを通知し、確実に履行することを確約致します。万
一明け渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害
は賠償致します。

※必ず、下欄の必要事項をご記入下さい。

明け渡し後連絡先	住所 TEL
預託保証金等 返戻金振込先	宛先名(フリガナ) 金融機関名 銀行 支店 口座番号 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 No.

キリトリセン

解約通知及び連絡先

賃貸人 住所 大阪府堺市中区深井沢町3287番地
氏名 アシストワーク株式会社 TEL 072-276-6880

- (注1) この通知書は、明け渡し2ヵ月以上前に提出して下さい。
(注2) 引越先未定の場合は、確定後で結構ですが、必ずお知らせ下さい。
(注3) 物件内に所有物を残置されると、返還金の清算事務が遅れます。

年 月 日

増改築等承諾についてのお願い

賃貸人 アシストワーク株式会社 殿

賃借人 住所

氏名

印

このたび、貴殿から私が賃借しました下記①の建物について、増改築または造作加工等を下記②、③の通り行いたいので、承諾願います。

記

①建物	所在地	
	種類構造	
	工事箇所	
②工事期間	年 月 日から 所要日数延べ 日間	
③工事内容	別紙の通り (設計図添付)	

承諾書

上記について、承諾いたします。

(なお、

)

平成 年 月 日

賃貸人 住所 大阪府堺市中区深井沢町3 2 8:7番地
氏名 アシストワーク株式会社

印

DocuCentre2263 貸し出し契約書

(目的及び物件)

第1条 大阪府東大阪市長田中3-4-27 丸楽紙業株式会社（以下「乙」という）は、堺市中区深井沢町3287-1F 木畑ただし事務所（以下「甲」という）が指定する、丸楽紙業株式会社（以下「売主」という）から、下記の複合機1台（以下「貸し出し物件」という）を購入して、甲に貸し出しします。

記

- 1 製造者 富士ゼロックス株式会社
- 2 型式 DocuCentre-VI C2263PFS
- 3 2017年製
- 4 特記事項 (カラー複合機 コピー、FAX、プリンター、スキャナー)

(期間及び更新)

- 第2条 乙が甲に物件を貸与する期間（以下「貸し出し期間」という）は、甲が売主から物件の引渡を受けた日から5年間とします。
- 2 本契約の貸し出し期間内は、解約できません。
 - 3 本契約は、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が異議を述べないときは、1年間、自動的に更新されるものとします。
 - 4 契約期間の満了後も、甲が乙に物件の返還を完了するまで、本契約は継続するものとします。

(物件の引渡及び検査)

- 第3条 甲は、売主から引渡を受けた後、直ちに引渡を受けた物の性状を検査するものとします。
- 2 前項の検査の結果、何らかの問題があった場合（第1条に定める物件と異なる仕様の物品が納入された場合を含みます）、甲は直ちに売主に通知し、かつ、引渡を受けてから1週間以内に、書面をもって乙に通知するものとします。この場合、甲は、売主のために善良なる注意者の管理義務をもって引渡された物を保管するものとします。
 - 3 前項の通知がない場合、物件は、完全な状態で引渡されたものとみなされます。

(物件の瑕疵)

- 第4条 売主による物件の引渡が遅延し、又は物件に前条第1項に定める検査によって発見されなかった瑕疵があった場合でも、乙は、その責任を負いません。
- 2 前項の場合、補修、引換え又は損害賠償等の問題は、甲が売主との間で解決することとし、乙は必要に応じて解決に協力するものとします。
 - 3 第1項の場合、本契約は影響を受けません。

(物件の使用及び保管)

第5条 甲は、物件を堺市中区深井沢町3287-1F 木畑ただし事務所で使用することとし、乙の書面による同意がない限り、移動してはならないものとします。

2 物件が完全な状態で引渡された場合、甲は、乙のために善良なる注意者の管理義務をもって物件を保管し、使用及び保管に関する製造者及び売主の指示を守り、法令を遵守するものとします。

3 乙は、いつでも物件の保管及び使用の状況を検査でき、甲は、検査に協力しなければならないものとします。

4 物件の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、甲が損害を賠償することとします。

(公租公課)

第6条 物件に関する公租公課は、甲の負担とします。

(所有権の表示)

第7条 乙は、貸し出し物件に、乙の所有する貸し出し物件である旨を表示することができるものとします。

(使用目的)

第8条 甲は、貸し出し物件を、木畑ただし事務所業務の目的にのみ使用し、その他の目的のために用いないこととします。

(貸し出し料)

第9条 甲は、乙に対し、月額金20,000.円(消費税別)の貸し出し料を乙の指定する方法により送金して支払います、なお支払いにかかる手数料は甲が負担する。

(前払い貸し出し料)

第10条 甲は、乙に対し、前払貸し出し料20,000.円(消費税別)を支払うものとします。

2 前項に定める前払貸し出し料は、無利息とします。

3 残貸し出し料の合計が前払貸し出し料の金額以下となった場合、前払貸し出し料は、次回貸し出し料の支払期日から最終支払期日まで、各支払期日が到来したときに、当該貸し出し料に自動的に充当します。

4 前項の場合を除き、甲は、前払貸し出し料をもって乙に対する債務を免れることはできません。

5 乙は、甲に対するすべての金銭債権について、前払貸し出し料を充当することができるものとします。

(善管注意義務)

第11条 乙は、貸し出し物件を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、貸し出し物件を毀損し、又は価値を減少させることのないよう努めなければなりません。

(譲渡・転貸等の禁止)

第12条 甲が、貸し出し物件を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできないものとします。

2 甲は、本貸し出し契約上の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

(貸し出し物件の滅失・毀損)

第13条 甲は、貸し出し物件の引渡後、返還までの間に、貸し出し物件が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失（修理が不能又は著しく困難な場合を含みます）又は毀損した場合も、本契約上の債務を履行するものとします。ただし、貸し出し物件の滅失又は毀損が乙の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。

2 前項の場合、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、貸し出し料残額を現金で支払って本契約を終了させることができます。

(修理費等)

第15条 貸し出し物件の修理や改良は、甲が自らの費用で行うものとします。

2 甲が、貸し出し物件を改良するなど現状を変更するには、乙の書面による事前の同意を要するものとします。

(期限の利益喪失)

第16条 甲は、次の各号の場合、何らの通知催告がなくても期限の利益を失い、残貸し出し料全額を直ちに乙に支払うものとします。

① 本契約に基づく債務の履行を1回でも怠ったとき

② 支払いを停止し、又は手形交換所の不渡処分を受けたとき

③ 甲の債権者によって、差押、仮差押、仮処分など強制執行又は保全手続の申立てがなされたとき

④ 破産、民事再生、会社更生若しくは会社整理の申立てがなされたとき

⑤ 営業を休廃止し、又は解散の決議がなされたとき

⑥ その他甲の信用が著しく悪化したとき

(無催告解除)

第17条 甲に本契約に基づく債務の不履行があった場合、乙は、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとします。

(損害賠償額の予定)

第18条 前条の規定により乙が本貸し出し契約を解除した場合は、残貸し出し料相当額を損害賠償額とします。

2 乙が返還された貸し出し物件を売却した場合は、売却代金から売却費用を控除した金額を前項の損害賠償額から控除します。

(遅延損害金)

第19条 甲が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、年14.5%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

(貸し出し物件の返還)

第20条 貸し出し期間が満了し、又は本貸し出し契約が解除された場合、乙は、貸し出し物件を自ら引上げ、又は甲に対して引渡を求めることができるものとします。

(第三者による強制執行)

第21条 甲は、第三者が貸し出し物件に対して差押え又は仮差押え等の執行をしようとする場合、その他第三者が貸し出し物件に対する権利を主張する場合、本契約書を示すなどして貸し出し物件の所有権が乙にあることを説明しなければならず、その場合は直ちに乙に通知するものとします。

- 2 貸し出し物件に対して甲の債権者等が強制執行手続をとった場合、前項の説明の有無にかかわらず、乙は、甲に対し、執行の取消のために要する費用を請求することができるものとします。

(必要費・有益費の償還)

第22条 甲は、乙に対し、貸し出し物件の必要費及び有益費の償還を請求できないものとします。

(通知・説明義務)

第23条 甲は、住所、氏名、商号、本店所在地又は代表者等、重要事項に変更があった場合は、直ちに書面により乙に通知するものとします。

- 2 前項の通知がなく、乙からの通知等が到着せず、又は遅れて到着した場合は、通常到着すべき時期に到着したものとみなします。
- 3 甲は、乙の要請があった場合は、その事業の状況を説明し、関係書類の写しを交付するものとします。

(連帯保証人)

第24条 木畑 匡 (以下丙という) は、本貸し出し契約に基づく甲の乙に対する一切の債務について、甲と連帯して保証します。

- 2 本契約書に定める条項は、その性質上準用できないものを除き、丙にも準用されます。

(公正証書)

第25条 甲及び丙は、乙の要請があったときは、甲の費用で、強制執行認諾条項付きの公正証書を作成することに応じなければならないものとします。

(合意管轄裁判所)

第26条 乙の本社又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を本貸し出し契約及び連帯保証契約の合意管轄裁判所とします。

上記契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

平成30年6月2日

貸主 (乙) 大阪府東大阪市長田中 3-4-27
丸楽紙業株式会社

代表取締役 杉山喜久尚



借主 (甲) 堺市中区深井沢町 3287-1 F
木畑ただし事務所

代表 木 畑



連帯保証人 (丙) 住所 堺市 [Redacted]

木 畑



自動車リース注文契約書

借受人用

この注文契約書の裏面の添付書類は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載してあります。借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

堺市

木畑 匡

連帯保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人(乙)(所在地・電話番号・名称・代表者)

大阪市福島区福島五丁目17番2号

大阪トヨタ商事株式会社

代表取締役 湯浅 勝久

連帯保証人(住所・氏名・職業)

令和 平成 / 年 5 月 22 日

裏面記載の特約事項に基づき、下記の通り注文いたします。

借受人

捨

貸渡人

連帯保証人

連帯保証人

連帯保証人

リース方式		ファイナンス契約	オペレーティングL		契約 No.		
借受人 自 動 車 明 細	(1) 車名	ワゴン-HV Vグレード 1.8L 2WD CVT			特別仕様 付属品	イクスマスハーフ	
	(型式)	DAA-ZWR80G-BPXGB				リョウカワハーフ	ライト
	車台番号		初度登録	令和1年5月		TVキット	
	登録番号		登録年月日	令和1年5月22日		ナンバーフレーム	
塗色	イクスマスハーフ			ガートコスメ			
使用の本拠地	大阪府堺市			フロアマット			
保管場所				サイドハイスター			
(2)リース期間	令和 平成 / 年 5 月 22 日		令和 平成 年 5 月 2 / 日		60 カ月		
リース料	毎月	50,926 円 (総額)	3,055,560 円		(5)前払金	円 平成 年 月 日 支払	
消費税 (8.0%)	毎月	4,074 円 (総額)	244,440 円		〔 充当方法 第 回 第 回~第 回 各 円 〕		
(3)支払月額	毎月	55,000 円 (総額)	3,300,000 円		(6)保証金	円 平成 年 月 日 支払	
(4)支払期日	第 1 回	令和 平成 / 年 7 月 17 日 支払			(7) 支払方法 1. 約束手形 2. 銀行振替 3. 銀行振込 4. (TFC)		
	第 2 回	令和 平成 / 年 7 月 17 日 支払				銀行	銀行
	第 3 回~第 59 回	令和 平成 年 7 月 17 日 支払					支店
	第 60 回	令和 平成 年 6 月 17 日 支払					
リース料に含まれる項目 (○×...含まれない)	○ 登録納車費用	×	事故修理(車両保険付保時)		(9) 保険会社	東京海上日動火災	
	× 自動車取得税	×	オイル交換			保険種別	1. SAP 2. PAP 3. ()
	○ 自動車重量税	×	バッテリー交換			フリート区分	1. フリート 2. ノンフリート
	○ 自動車賠償責任保険	×	巡回サービス 1回/ヶ月			年令制限	1. 21歳未満 2. 26歳未満 3. 全年令担保
	○ 自動車税	×	タイヤ交換			割引率	%
	× 道路関連サービス	×	タイヤ交換			対人	百万円
	× 任意保険	×	代車の提供 ()			対物	百万円, 免責 万円
	× 車検(定期点検整備及び継続検査)	×				搭乗者	1名 百万円, 1事故 百万円
× 法定定期点検整備	×			内容	車両 1年目 万円, 2年目 万円, 3年目 万円, 4年目 万円, 5年目 万円		
× 一般修理	×						
(10) 引渡予定日	令和 平成 / 年 5 月 25 日				(16) 自動車保険は、貴社にて大阪トヨタ商事(株)を特約車種被保険者として御加入のうえ、証券のコピーを当社に御提出願います。		
(10) 引渡場所	堺市中区深井沢町 3287						
(11) 担当テックショップ							
(12) 契約走行距離	1,500 km/月	(13) 超過走行料	5 円/km				
(14) 残値の精算	*1* する * 予定残存額 * * * 円 2. しない						
(15) 規定損害金	基本額	3,855,560 円					
	通減月額	50,926 円					

(注) 消費税額には地方消費税を含みます。

担当者

トヨタクレジットカーリース集金保証(L型方式)お申込の内容

お申込日 平成19年5月25日

21219030

※お申込者が法人の場合、代表者名をご記入ください。

お名前 フリガナ キムラ 木畑 匡

お住所 〒 577-0826 大阪府東淀川区大平1-2-10

お勤め先 株式会社 東淀川製作所

お申込者 木畑 匡

お申込日 平成19年5月25日

性別 男性

生年月日 1979年7月19日

職業 会社員

収入 年収 約 300万円

家族構成 妻 1人、子 2人

借入状況 借入 あり

借入先 住居ローン、自動車ローン

借入残高 約 100万円

返済状況 滞りなく返済中

信用情報 良好

保証人 木畑 匡 (ご自身)

金融機関の内容は⑦金融機関用の記入欄にご記入ください

お支払予定口座 住居 木畑 匡

お名前 フリガナ キムラ 木畑 匡

お住所 〒 577-0826 大阪府東淀川区大平1-2-10

お勤め先 株式会社 東淀川製作所

お申込者 木畑 匡

お申込日 平成19年5月25日

性別 男性

生年月日 1979年7月19日

職業 会社員

収入 年収 約 300万円

家族構成 妻 1人、子 2人

借入状況 借入 あり

借入先 住居ローン、自動車ローン

借入残高 約 100万円

返済状況 滞りなく返済中

信用情報 良好

保証人 木畑 匡 (ご自身)

お名前 フリガナ キムラ 木畑 匡

お住所 〒 577-0826 大阪府東淀川区大平1-2-10

お勤め先 株式会社 東淀川製作所

お申込者 木畑 匡

お申込日 平成19年5月25日

性別 男性

生年月日 1979年7月19日

職業 会社員

収入 年収 約 300万円

家族構成 妻 1人、子 2人

借入状況 借入 あり

借入先 住居ローン、自動車ローン

借入残高 約 100万円

返済状況 滞りなく返済中

信用情報 良好

保証人 木畑 匡 (ご自身)

お名前 フリガナ キムラ 木畑 匡

お住所 〒 577-0826 大阪府東淀川区大平1-2-10

お勤め先 株式会社 東淀川製作所

お申込者 木畑 匡

お申込日 平成19年5月25日

性別 男性

生年月日 1979年7月19日

職業 会社員

収入 年収 約 300万円

家族構成 妻 1人、子 2人

借入状況 借入 あり

借入先 住居ローン、自動車ローン

借入残高 約 100万円

返済状況 滞りなく返済中

信用情報 良好

保証人 木畑 匡 (ご自身)

【お客様がお申込される会社名】
リース会社 (右) 貸主欄記載の会社となりませ
保証会社 (右) トヨタクレジット株式会社
住居 大阪府東淀川区大平1-2-10

お申込 新車 新規リース 再リース

U-Car 新規リース 再リース

車種名 ワゴン-HV 色 ブラック

グレード DAA-ZWR809 駆動 4WD

燃料 ガソリン 軽油 その他

使用名義人=お申込者 (年) 無

お取引 下取車有 (車名) 無

① リース料総額 305,560円

② 消費税・地方消費税 29,990円

③ リース支払総額 330,000円

④ 前払金等 330,000円

⑤ 保証料 330,000円

⑥ 保証料リース料 330,000円

リース期間 平成19年5月22日

基本額 38,556円

透減月額 5,092円

お申込の際は「お申込内容をよく読んでから、十分に
納得のうえ、本欄内にお客様ご自身で記入ください。
(規定式のため、ボールペンで強く記入してください)。
お申込を済ましても返却することができない場合もご
ざいますので、あらかじめご了承ください。
連帯保証がお申込者は、契約成立の際連帯保証人となる方
に限ります。

お申込 新車 新規リース 再リース

U-Car 新規リース 再リース

車種名 ワゴン-HV 色 ブラック

グレード DAA-ZWR809 駆動 4WD

燃料 ガソリン 軽油 その他

使用名義人=お申込者 (年) 無

お取引 下取車有 (車名) 無

お申込 産業車両 (新車 新規リース)

連帯保証契約は、リース契約・保証委託契約が成立し、別途作成する契約書に連帯保証お申込者のご捺印されることにより成立します。

承認番号

共用整理番号 (トヨタ整理番号)

販売店整理番号

契約日 (お登録記入欄) 平成 年 月 日

① 均等払 ② ポーナス併用払 ③ その他

支払回数 58回

支払期間 令和 年 月 日

支払方法

支払金額

支払開始年月

支払月

支払額

毎月支払額 16,500円

支払回数 58回

支払期間 令和 年 月 日

支払方法

支払金額

支払開始年月

支払月

支払額

お申込 新車 新規リース 再リース

U-Car 新規リース 再リース

車種名 ワゴン-HV 色 ブラック

グレード DAA-ZWR809 駆動 4WD

燃料 ガソリン 軽油 その他

使用名義人=お申込者 (年) 無

お取引 下取車有 (車名) 無

お申込 新車 新規リース 再リース

U-Car 新規リース 再リース

車種名 ワゴン-HV 色 ブラック

グレード DAA-ZWR809 駆動 4WD

燃料 ガソリン 軽油 その他

使用名義人=お申込者 (年) 無

お取引 下取車有 (車名) 無

お支払金一覧表

(ページ 1 / 1)

ご契約番号	[REDACTED]		
ご契約者名	木畑 匠	車両登録番号	[REDACTED]
ご契約日	2019年05月22日	[REDACTED]	
ご利用商品名	トヨタクレジット(リース保証)		
お取扱販売店	大阪トヨタ商事株式会社		

No.	お支払年月日			お支払金額(円)	お支払後残高(円)
	年	月	日		
1	2019	07	17	165,000	3,191,045
2	2019	08	17	55,000	3,136,045
3	2019	09	17	55,000	3,081,045
4	2019	10	17	56,019	3,025,026
5	2019	11	17	56,019	2,969,007
6	2019	12	17	56,019	2,912,988
7	2020	01	17	56,019	2,856,969
8	2020	02	17	56,019	2,800,950
9	2020	03	17	56,019	2,744,931
10	2020	04	17	56,019	2,688,912
11	2020	05	17	56,019	2,632,893
12	2020	06	17	56,019	2,576,874
13	2020	07	17	56,019	2,520,855
14	2020	08	17	56,019	2,464,836
15	2020	09	17	56,019	2,408,817
16	2020	10	17	56,019	2,352,798
17	2020	11	17	56,019	2,296,779
18	2020	12	17	56,019	2,240,760
19	2021	01	17	56,019	2,184,741
20	2021	02	17	56,019	2,128,722
21	2021	03	17	56,019	2,072,703
22	2021	04	17	56,019	2,016,684
23	2021	05	17	56,019	1,960,665
24	2021	06	17	56,019	1,904,646
25	2021	07	17	56,019	1,848,627
26	2021	08	17	56,019	1,792,608
27	2021	09	17	56,019	1,736,589
28	2021	10	17	56,019	1,680,570
29	2021	11	17	56,019	1,624,551
30	2021	12	17	56,019	1,568,532

*金融機関が休業日の場合は、翌営業日にご指定口座よりお引落いたします。

発行日 20年09月17日
案件番号 28347081-01

お支払総額	3,356,045 円	
お支払期間	2019年07月17日 ~ 2024年04月17日	
ご指定金融機関	三井住友銀行	
支店名	阿倍野支店	
口座種別	普通預金	預金口座番号 [REDACTED]

No.	お支払年月日			お支払金額(円)	お支払後残高(円)
	年	月	日		
31	2022	01	17	56,019	1,512,513
32	2022	02	17	56,019	1,456,494
33	2022	03	17	56,019	1,400,475
34	2022	04	17	56,019	1,344,456
35	2022	05	17	56,019	1,288,437
36	2022	06	17	56,019	1,232,418
37	2022	07	17	56,019	1,176,399
38	2022	08	17	56,019	1,120,380
39	2022	09	17	56,019	1,064,361
40	2022	10	17	56,019	1,008,342
41	2022	11	17	56,019	952,323
42	2022	12	17	56,019	896,304
43	2023	01	17	56,019	840,285
44	2023	02	17	56,019	784,266
45	2023	03	17	56,019	728,247
46	2023	04	17	56,019	672,228
47	2023	05	17	56,019	616,209
48	2023	06	17	56,019	560,190
49	2023	07	17	56,019	504,171
50	2023	08	17	56,019	448,152
51	2023	09	17	56,019	392,133
52	2023	10	17	56,019	336,114
53	2023	11	17	56,019	280,095
54	2023	12	17	56,019	224,076
55	2024	01	17	56,019	168,057
56	2024	02	17	56,019	112,038
57	2024	03	17	56,019	56,019
58	2024	04	17	56,019	0

お問い合わせ先
トヨタファイナンス インフォメーションデスク
東京 03-5617-2511
名古屋 052-239-2511
受付時間 9:00~17:30 年中無休(年末年始除く)
※契約者ご本人様(含連帯保証人様)よりお問い合わせください。



アークアラ会員入会申込書(個人様用)

会員No. [REDACTED]



アークアラ会員入会申込書(法人様用)

会員No.

※会員登録完了承の上、下記のとおり申込みます。

氏名※	(フリガナ) キバタ タツシ	別	<input checked="" type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	お申込日: 20 年 月 日
住所※	(フリガナ) 木田 匡	生年月日西暦	年 月 日	
TEL※	(フリガナ) 堺市中央区深井沢町3118 MSセカンドビル	FAX ()	-	
携帯電話	() -	E-Mail		
お支払方法※	<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカード			
請求書送付先	(フリガナ)			
住所	(フリガナ)			
TEL	() -	FAX ()	-	
お勤め先	(フリガナ)			
住所	(フリガナ)			
TEL	() -	FAX ()	-	

※太枠内の項目についてご記入ください。
 ※支払方法は、選択項目の口にてチェックしてください。
 ※※印については必ずご記入願います。
 ※個人のお客さまで連絡先が通称不可の場合はお勤め先(学校)へ連絡する場合がございます。

※会員登録完了承の上、下記のとおり申込みます。

名称※	(フリガナ)	お申込日: 20 年 月 日
住所※	(フリガナ) 〒□□□□-□□□□	ご担当者様
部署・所属		印 ()
TEL※	() -	内線 () -
FAX		
E-Mail		
お支払方法※	<input type="checkbox"/> 振込支払 請求書締切日: 毎月末日 振込日: 翌月 日 *振込手数料はお客様にてご負担をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> クレジットカード (別途、所定の用紙へのご記入をお願いします)	
請求書送付先	請求先名 (フリガナ)	
(上記と異なる場合のみご記入ください)	部署名 (フリガナ)	担当者
	住所 (フリガナ)	
TEL	() -	FAX () -

通信欄:

販売店記入欄

●申込書受付日: 年 月 日
 特記事項: サーバー機種: L・S・
 Serial No.

①ホトル: ②ホトルM: ③サーバー: ④サーバーM: ⑤その他
 販売店 (FC-Code)

配達開始日: 20 年 月 日
 ホトル本数: 本

15725

(FC-Code)

販売担当印:

株式会社アークアラHOD

大阪市北区曾根崎2-5-10 梅田バシフィックビルディング8階
 TEL: 0120-332-880 FAX: 0120-332-018

※裏面の会員登録約をよくお読みの上、お手続きをお願いいたします。なお会員登録は同じものがカスタマーファイルにもございます

重要なお知らせです。内容を良くお読み下さい。

重要事項説明書

当社控え (個人用)

事業者の名称

株式会社アクアクララ HOD
 〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎 2-5-10 梅田パシフィックビルディング 8F
 TEL : 0120-332-880 FAX : 0120-332-018
 代表者: 赤津 裕次郎
 責任者: 0120-332-880
 メールアドレス: info@achod.jp

受付担当者

担当名:

受付年月日

年 月 日

取扱商品名・数量

アクアアドバンス (Lのみ) 1台
 アクアペルト (Lのみ) 1台
 アクアクレール (L・S) 1台
 アクアスリム (Lのみ) 1台
 アクアクララウォーターボトル レギュラー (12%) 最小注文単位 2本以上
 アクアクララウォーターボトル スリム (8%) 最小注文単位 4本以上

単価

商 品	販 売 価 格	備 考
ウォーター・サーバー	原則、販売は行いません	
アクアペルト (レンタル)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアアドバンス (同上)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアトラスト (同上)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアクレール (同上)	月額 1,000 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアスリム (同上)	月額 1,000 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアクララボトル (12%)	1本 1,200 円 (宅配・税抜き)	注文の最小単位は 2本以上になります
アクアクララボトル (8%)	1本 1,000 円 (宅配・税抜き)	注文の最小単位は 4本以上になります

支払方法

クレジット

支払時期

毎月末日 翌月払い (支払期日はクレジット会社とお客様との契約によって異なります)

納品日・納品方法

別紙交付の「アクアクララのご案内」にて詳細を記載しておりますのでご確認ください。

商品に不具合があった場合

商品に不具合があった場合: 0120-332-880 までご連絡下さい。

契約申込の取り消し・契約の解除に関する事項

ご入会 6 ヶ月以内に退会をする場合、解約手数料 3,000 円 (税抜き) をお支払いいただきます。
 電話 (FAX 可) にてお申込下さい。引取り日等につきましては改めてご連絡させていただきます。
 会員が月の途中で本会を退会した場合であっても、当月分のサーバーレンタル料全額をお支払いいただきます。
 会員がメンテナンス実施前に本会を退会された場合でも、メンテナンス料金を返金いたしません。
 会員が機械を返却される際は現状でのご精算をお願いします。

本日、アクアクララへの会員申込みにつきましては本誌面である重要事項の説明を受け、別紙アクアクララのご案内・会員規約を受け取りました。内容を確認しましたので会員への申込みをおこないます。

申込者名

木畑 匡



商品のご購入者に関する個人情報取扱いに関する同意書

ご記入頂く個人情報は、株式会社アクアクララHOD（以下、「当社」といいます。）の「個人情報保護マネジメントシステム」に基づいて管理します。以下の内容を確認の上、同意をお願いいたします。

1. 事業者の氏名又は名称

株式会社アクアクララHOD

2. 個人情報保護管理者と連絡先

営業部長 電話：0120-332-880

3. 個人情報の利用目的

ご記入頂く個人情報は、商品の受付、配送、連絡、保守サービス、商品・サービスの案内（ダイレクトメールや電子メール）、キャンペーンの案内、ポイントサービスのために利用致します。

4. 個人情報の第三者提供について

ご記入頂く個人情報は、顧客販売管理システムの利用のため、アクアクララ(株)（親会社）に提供します。

提供する目的は、納品書など処理するために、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等をシステムへ入力します。尚、親会社とは、個人情報の取扱いに関する契約も締結済みです。

5. 個人情報の取扱いの委託について

当社は、サーバの保守を行うため保守会社に、納品を行うため運送会社に商品のご購入者の個人情報を委託します。尚、委託先とは個人情報保護に関する秘密保持契約の締結、確認を実施しております。

6. 開示対象個人情報の開示等

当社にご提供頂いた個人情報に関して、開示対象の個人情報の開示請求や開示の結果、誤りがあつた場合の訂正、追加、削除、利用又は提供の拒否は、営業部長まで連絡願います。

7. 個人情報を提供するにあたっての注意事項

当社への個人情報の提供については任意ですが、記入漏れや不備があつた場合は、商品が届かない場合や、ポイントサービスが利用できない場合がございます。

8. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

申込書以外で個人情報を取得することは一切ございません。

9. SMSサービスについて

お客様に登録いただいた携帯電話へ発信専用番号からSMS（ショートメールサービス）で案内を差し上げる場合がございます。

個人情報の取扱いに関して上記の内容に同意します。

(西暦) 2015年6月24日

氏名 木畑 匡

以上

ウォーター・サーバー(定期メンテナンス・交換)伝票

作業区分	1. 定期メンテナンス(お客様宅にて実施)		2. 交換	3. その他()
お客様番号 (顧客コード)	(6桁)	[REDACTED]	サーバー シリアル No.	[REDACTED] ← (左づめ)
お客様名 (顧客名)	木 畑 匠 様		訪問・実施日	2018年 7 月 8 日 (15:00~15:50)
ご住所 お電話番号 e-mail (変更・追記)	大阪府堺市堺区深井浜町		機種	<input type="checkbox"/> CACH (ケールL) <input type="checkbox"/> AC03- (スリムコード)
	3287 Testビル1F			<input checked="" type="checkbox"/> CASCH (ケールS) <input type="checkbox"/> AC04- (アクアトラス)
	電話: 072-281-8030			<input type="checkbox"/> AC01- (アクアベル)
	携帯電話: -			<input type="checkbox"/> AC01- (アクアスリム)
e-mail: @		号室	色	<input type="checkbox"/> AC02- (アクアアドバンス)
				<input type="checkbox"/> その他()
				<input type="checkbox"/> DB <input type="checkbox"/> DR <input type="checkbox"/> PW <input type="checkbox"/> PG
				<input type="checkbox"/> クリアブラック <input type="checkbox"/> ピュアホワイト
				<input type="checkbox"/> ベビーピンク <input type="checkbox"/> モカブラウン
				<input type="checkbox"/> その他()

サーバー設置状態	(担当:)			
家族構成	独居	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	家族同居	<input type="checkbox"/> 2人 <input type="checkbox"/> 3人 <input type="checkbox"/> 4人 <input type="checkbox"/> 5人 <input type="checkbox"/> 6人 <input type="checkbox"/> 7人以上		
	お子様	<input type="checkbox"/> 乳児()名 <input type="checkbox"/> 園児()名 <input type="checkbox"/> 小学生()名 <input type="checkbox"/> 中学生()名 <input type="checkbox"/> 高校生()名		
使用状態	法人	<input type="checkbox"/> 個人事務所 <input type="checkbox"/> 小規模 <input type="checkbox"/> 中規模 <input type="checkbox"/> 大規模		
	外観	<input type="checkbox"/> 良 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> ()	冷水フォーセット	<input type="checkbox"/> 良 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> ()
	ウォーターガード	<input type="checkbox"/> 良 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> ()	温水フォーセット	<input type="checkbox"/> 良 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> ()
	水受皿	<input type="checkbox"/> 良 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> ()	冷水タンク	<input type="checkbox"/> 良 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> ()
	温水	<input checked="" type="checkbox"/> 使用している <input type="checkbox"/> 使用していない <input type="checkbox"/> その他()		

定期メンテナンス内容	
1. 作業開始・手順の説明	8. 本体外面・背面の汚れの点検及び清掃
2. コンセントを抜く	9. ウォーターガード・ボトルのセット確認
3. 冷・温水タンク内の水抜き	10. 冷・温水フォーセットによりエア抜き・捨て水
4. 冷・温水フォーセットの新品交換	11. 冷・温水スイッチ及びランプ・温度確認
5. 水受皿の装着	12. ボトル水の味・色・におい
6. ボトル装着部その周辺の清掃及び消毒	13. 本体の外観チェック
7. 冷水タンク内の洗浄・Agプレートの交換	14. 取扱い・日常の手入れ・メンテナンスの説明

アドバンス3年メンテナンス内容	
① UVランプ点灯回数 (モニター12)	回
② コンプレッサー ON/OFF回数 (モニター7)	回
③ ヒーターON/OFF回数 (モニター8)	回
④ パネル取外し	<input type="checkbox"/>
⑤ ウォーターガード取外し	<input type="checkbox"/>
⑥ エアフィルター交換	<input type="checkbox"/>
⑦ UVランプ交換	<input type="checkbox"/>
⑧ 配線固定器具取付	<input type="checkbox"/>
⑨ フォーセット交換	<input type="checkbox"/>
⑩ サーバー下部清掃	<input type="checkbox"/>
⑪ パネル取り付け	<input type="checkbox"/>
⑫ UVランプ点灯回数リセット (確定+ロック解除)	<input type="checkbox"/>
⑬ 他	

交換部品			
品名	数量	部品名	数量
温水フォーセット	/	エアフィルター	/
冷水フォーセット	/	キャビネット	
ロック付温水フォーセット		トップカバー	
ロック付冷水フォーセット		冷水パイプ	/
フォーセット用パッキン	2	冷水パイプパッキン	/
Agプレート	/	冷水タンク取り付けパッキン	/
水受皿		()	

交換作業内容		交換後サーバー		特記事項・コメント
1. 作業開始	8. 冷・温水フォーセットによりエア抜き・捨て水	機種		
2. コンセントを抜く	9. 冷・温水スイッチ及びランプ・温度確認	色		
3. 冷・温水タンク内の水抜き	10. ボトル水の味・色・におい			
4. サーバー本体の入替	11. 本体の外観チェック		定期メンテナンス お手入れ おかげさまで	
5. 水受皿の装着	12. 取扱い・日常の手入れ・メンテナンスの説明			
6. 冷・温水フォーセットの緩み・水もれ	サーバー			
7. ウォーターガード・ボトルのセット確認	シリアルNo.			
		(左づめ)		

作業実施会社 (株)オオストヤナマ 072-221-6644	作業実施者名 [REDACTED]	作業内容お客様ご確認 (サイン・自着)	アクアクララHOD 大阪市北区曽根崎2-5-10 梅田パンフィクビルディング8階 TEL0120-332-880
--------------------------------------	----------------------	------------------------	-------------------------------------------------------------------

コース紹介・申し込み

キャンペーン期間延長 2020年5月19日(火)まで

新生活応援 / 春トク

デジタルコースが 2カ月間無料!

新聞購読の方はセットで ずっと500円お得!

[詳しくはこちら](#)

シンプルコース
デジタル版の有料記事が月300本まで読めるコース



月額 980円(税込み)

[お申し込みはこちら](#)
1カ月間無料

春トク フルプラン
デジタルコース
デジタル版のサービスがすべて使えるコース



月額 3,800円(税込み)

[お申し込みはこちら](#)
2カ月間無料!

今なら2カ月間無料! 5月19日まで

お得な長期契約
学生限定のお得な就活割や、マイルやポイントがもらえるコースです。

[ポイント・マイルコース](#)

[就活割コース](#)

新コースが誕生しました

APコース

朝日新聞デジタル
(3カ月契約)更新毎にAmazonプライムを3カ月利用できる「Amazonプライムギフトコード」を進呈するコースです。

[詳しくはこちら](#)

有料記事閲覧(無制限)

速報メール

有料記事閲覧(月300本)

速報メール

ニュースレター

専用アプリ利用可

ダブルコース
新聞宅配をご契約の方向けのデジタル版のコース



新聞購読料金+

月額 1,000円(税込み)

[お申し込みはこちら](#)
1カ月間無料

春トク
キャンペーン・ダブルコース
新聞購読料金+

月額 500円(税込み)

[お申し込みはこちら](#)
1カ月間無料+有料6カ月契約

お得な長期契約
OCNの会員向け提携割引コースです。

[詳しくはこちら](#)

提携新聞ダブルコース

[詳しくはこちら](#)

有料記事閲覧(無制限)

速報メール

ニュースレター

新聞宅配
ご自宅などに配達される紙の新聞



朝刊・夕刊セットの地域
月額 4,037円(税込み)

朝刊のみの地域
月額 3,093円(税込み)

[宅配申し込み](#)

[試読申し込み\(無料\)](#)

7日分の紙面を無料でお届けします。

発行地域について

朝日新聞には発行地域によって朝・夕刊セット地域と朝刊のみの地域があります。朝・夕刊セット地域では朝刊と夕刊をセットでお届けし、朝刊のみの地域では朝刊のみをお届けしています。朝・夕刊セット地域は下記の通りとなります。

朝・夕刊セット地域

北海道(上川総合振興局・空知総合振興局・石狩振興局・後志総合振興局・胆振総合振興局)・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・山口県・福岡県・沖縄県

上記以外の地域では「朝刊のみの地域」となります。(上記地区でも朝・夕刊セット地域と朝刊のみの地域が混在す

最適なソリューションを見つけてください

家庭向け

一般法人向け

Office 365 は Microsoft 365 になりました。新しい名前、さらに多くのメリット、同じ価格。

おすすめ: 1 TB の
OneDrive クラウドストレージ付き

Microsoft 365
を知る

家庭向け
Microsoft 365 とは?

Office Home & Business 2019 をお探しですか?

Office 2019 搭載
Windows PC

学生と教職員向け
の Microsoft 365

Microsoft 365 for
Mac

Office 製品一覧

サブスクリプションを
更新

Microsoft アカウント
が必要です。

ご利用可能なお
支払方法

**Microsoft
365
Personal**
(旧称 Office 365
Solo)

**Office
Home &
Business
2019**

**Office
Personal
2019**

¥12,984 ¥38,284 ¥32,784

/年

今すぐ購入

今すぐ購入

今すぐ購入

または 1 か月あ
たり ¥1,284 で購
入

1 回限りの購入

1 回限りの購入

1 か月間無
料で試す >

常に最新機能が追加される生産性向上アプリ、1 TB のクラウドストレージ、高度なセキュリティが含まれている個人向けの便利なサブスクリプション版 (月間または年間契約)。同一ユーザーが使用するすべてのデバイスで利用可能。

家庭とビジネスの両方で使用する方に最適。同一ユーザーが使用する 2 台の Windows PC または Mac で永続版の Office アプリを使用可能。

基本的なアプリを家庭で使用する方に最適。同一ユーザーが使用する 2 台の Windows PC で永続版の Office アプリを使用可能。

詳細情報

詳細情報

詳細情報

出張報告書

2021年 3月 30日

会派の名称・議員氏名 堺創志会 木畑 匡

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ①本市の歴史的資産のひとつである陶邑窯の歴史についてヒアリング
②歴史的文化財に関する保存と展示の在り方について現地調査

2. 期間 2021年 3月17日(水)

3. 日程等

月日	時刻	出張先(都市・施設名等)
① 3月17日(水)	15:00 ~17:00	愛知県瀬戸市 愛知県陶磁美術館

4. 面談者 ※別紙名刺添付

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

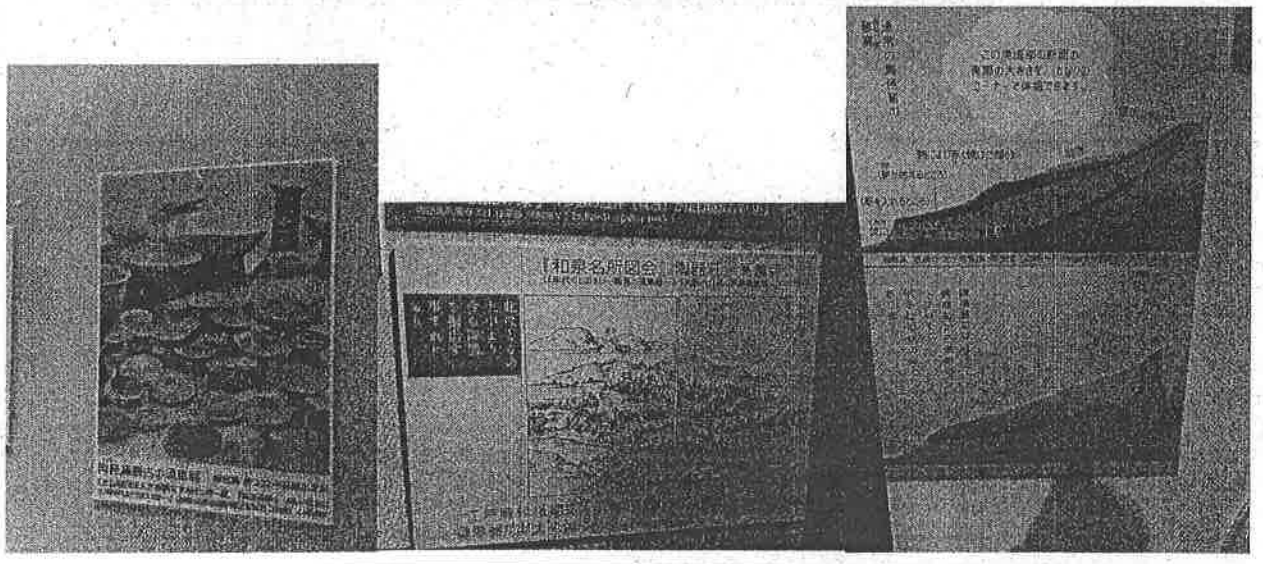
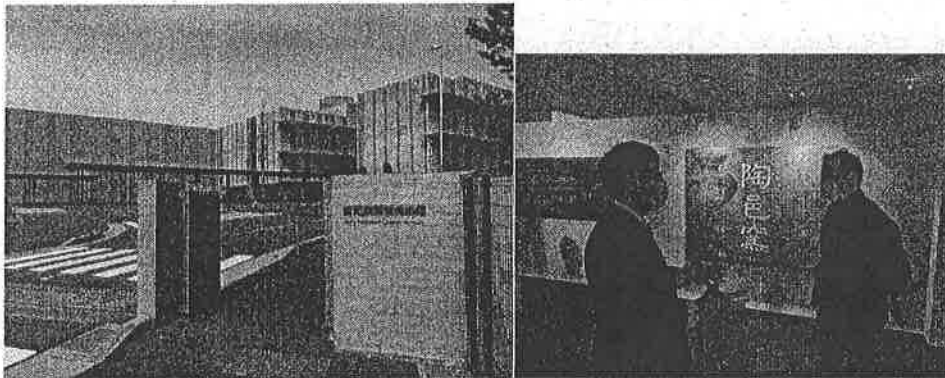
所感等

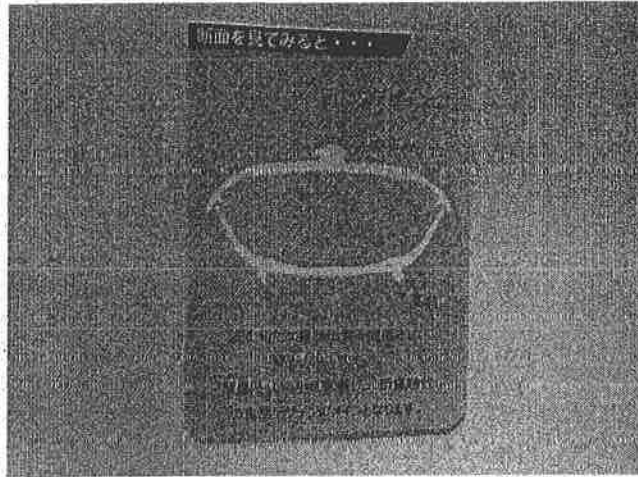
☆愛知県陶磁美術館

愛知県陶磁美術館において開催された企画展、「日本陶磁の源 陶邑窯 ～猿投窯の前に立ちはだかった巨大な壁～」の現地視察を行った。

この企画展でも強く打ち出されているのは、大陸からもたらされた我が国の作陶のスタートは間違いなく陶邑窯からはじまっており、平安時代になって猿投窯にその座を譲るまでは、日本有数の文化的集積がなされた地域であったということである。

海外に出たら日本の良さを再認識するという言葉があるが、同じように、地元から遠く離れた愛知の地で、陶器地区の文化的価値を顕彰して頂けることにより、改めて地域資源としての陶邑窯の重要性を見直す機会となった。





02 古代の陶器 陶器窯と猿投窯

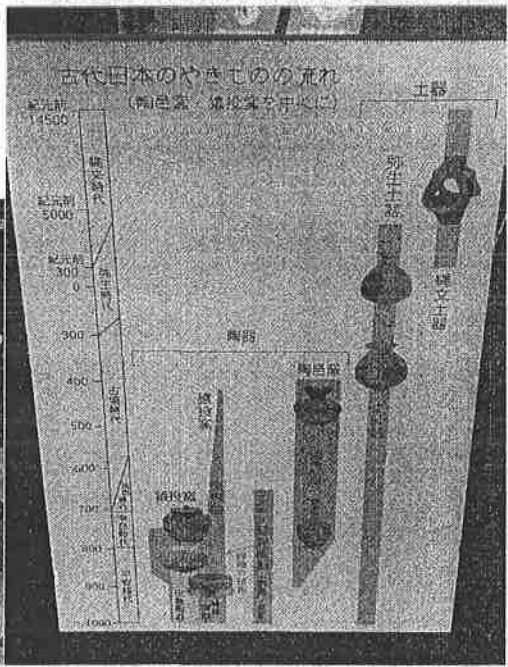
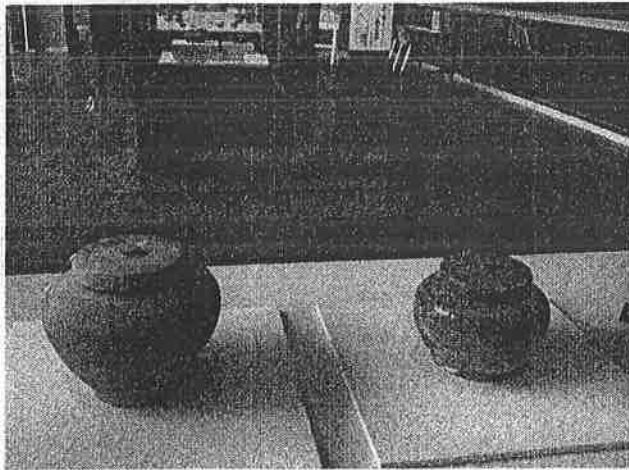
古代の陶器は、縄文時代から弥生時代にかけての間に、日本列島の各地で生産された。その中心地として、瀬田の産地が知られていた。ここでは、陶器の製作過程や、猿投窯の構造について詳しく説明する。

陶器窯の製作の全貌

工程	説明
1. 土の採取	瀬田の産地から土を採取する。
2. 土の練り	採取した土を水で練り、ろ過する。
3. 土の乾燥	練った土を乾燥させる。
4. 土の成形	乾燥した土を成形する。
5. 土の焼成	成形した土を窯で焼成する。

猿投窯の構造の全貌

部分	説明
1. 土の採取	瀬田の産地から土を採取する。
2. 土の練り	採取した土を水で練り、ろ過する。
3. 土の乾燥	練った土を乾燥させる。
4. 土の成形	乾燥した土を成形する。
5. 土の焼成	成形した土を窯で焼成する。



出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること


296 297

愛知県陶磁美術館

(旧 愛知県陶磁資料館)

学芸課 学芸員



〒489-0965 愛知県瀬戸市南山口町234番地
TEL:(0561)84-7474
FAX:(0561)84-4932
E-mail: 



陶磁美術館
館長



瀬戸市南山口町234 〒489-0965
電話 0561-84-7474(代表) FAX 0561-84-4932
E-mail 
URL <https://www.pref.aichi.jp/>

企画展

日本陶磁の源

陶 邑 窯

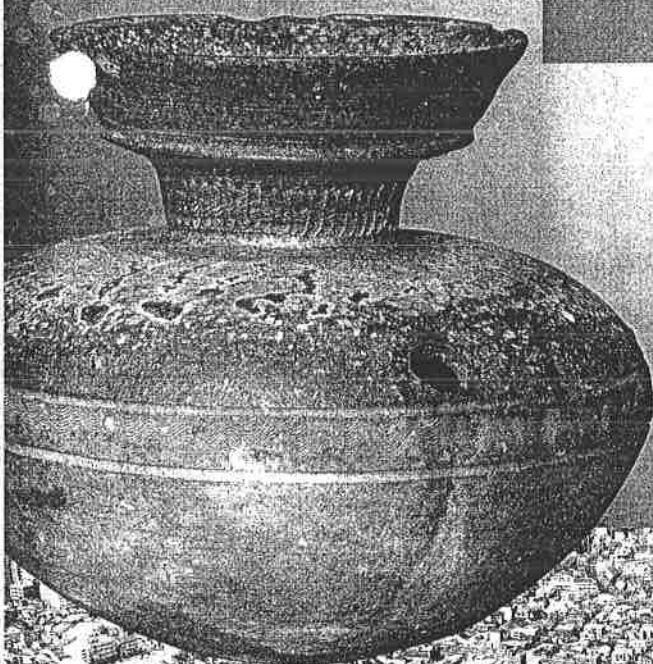
スエムラヨウ

猿投窯の前に

立ちはだかった

巨大な壁

The Mother of Japan Ceramics: from the Suemura Kiln



愛知県陶磁美術館
セラミ986 AICHI PREFECTURAL CERAMIC MUSEUM

ごあいさつ

古墳時代に始まる国内最古の陶磁器—須恵器。それまでの土器とは全く次元の異なる須恵器の登場は、日本史上最大のやきもの革命でした。この革命の舞台こそ、大阪府南部、現在の堺市や和泉市などにまたがる陶邑窯^{すゑひらやう}です。本窯は大和政権の傘下で、須恵器の生産を牽引し、時代の要望に答えながら、奈良時代に至るまで国内最大の陶産地として君臨しました。

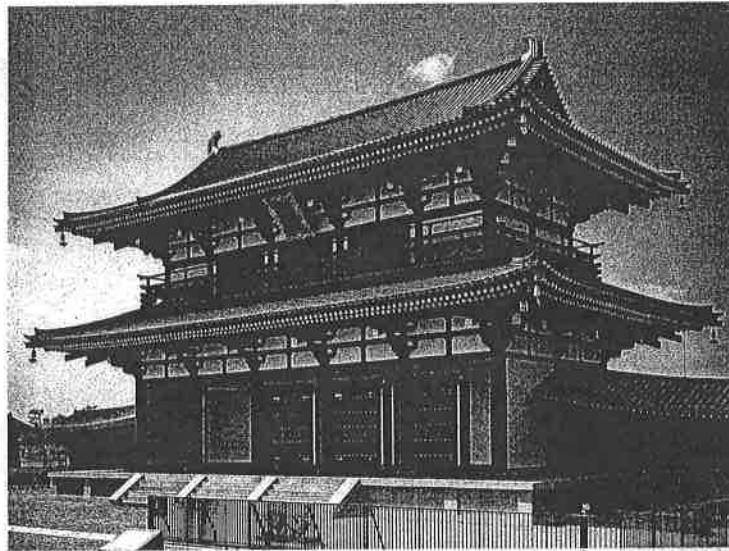
本展では、日本陶磁史研究に多大な影響を与えた故・本多静雄氏のコレクションを核に、二つのテーマから、陶邑窯の作品群を紹介します。

一つ目の「陶邑窯の歴史から見る古代日本」では、古代史の潮流をも読み解ける、陶邑窯のダイナミックな作風の軌跡を辿ります。二つ目の「古代やきもの史の両雄・陶邑窯と猿投窯^{さなげやう}」では、陶邑窯に続きやきもの界の主演へと躍り出る猿投窯を加え、両窯の特徴を見比べながら、奈良時代から平安時代初期にかけての主演交代劇に迫ります。

陶邑窯をカギに、ドラマチックな古代のやきもの世界をお楽しみください。

令和3年(2021)1月

主催者



平城宮朱雀門の復元 文化庁

(写真提供:奈良文化財研究所)

飛鳥時代末期の藤原京の時代から奈良時代前半にかけて、陶邑窯の須恵器生産は最盛期を迎えました。

【凡例】

- 本リーフレットは令和3年(2021)1月9日(土)から3月21日(日)まで開催する企画展「日本陶磁の源・陶邑窯—猿投窯の前に立ちどかした巨大な壁—」の展示概要及び出品作品の一部を収録したものです。
- 本リーフレット掲載作品は個人蔵としたもの以外、全て愛知県陶磁美術館所蔵です。
- 図版キャプションは、作品番号、作品名、出土地または産地、時代、コレクションまたは寄贈者名を記載しました。(本リーフレットの作品番号と展示番号は一致しません。)
- キャプションにコレクションまたは寄贈者名の無い作品は、全て本多静雄コレクションです。
- 掲載作品の材質は、国外の印文硬陶(中国)・陶質土器(朝鮮半島)を除き、全て須恵器です。なお、猿投窯の原始灰釉陶器として紹介する一群については、一部白瓷に分類しうる作品が含まれますが、多くが白胎にはならず、釉層も明るい発色ではなく暗いままです。いずれの作品も須恵器の器形を直接引き継ぐものであり、煩雑さを避けるため本リーフレットでは他作品と同様、須恵器の範疇として説明しました。
- 「日本」という国名は7世紀終わり頃に成立し、それまでは「倭」という国名ですが、本文中では煩雑さを避けるため「日本」に統一しました。
- 本リーフレットの執筆は愛知県陶磁美術館 学芸員 大西遼が行い、編集は愛知県陶磁美術館 総長 伊藤嘉章の助言のもと、学芸員 宮川菜々子、井上隼多、大西遼が行いました。

PROLOGUE
プロローグ

須恵器出現以前の日本のやきものは、約14,400年もの間、土器のみでした。野焼きを基本に900℃以下で焼き上げられる土器に対し、窯により1,100℃以上の高温で焼かれる硬く丈夫な須恵器は、全く異なるやきものの出現、「日本陶磁の萌芽」を意味しました。

須恵器の完成は、列島内の自然発生的な進化では到底成しえず、大陸からの新たな技術移植と、大々的な労働力の投入が不可欠でした。こうした大規模な事業を主導したのが大和政権であり、その産業革命の舞台が大阪府南部の陶邑窯でした。



波状文広口壺^{つぼ}
陶邑窯出土

古墳時代中期(5世紀)

須恵器の
焼成温度域

焼成温度℃

1100

★
古墳時代中期
(5世紀)
須恵器の出現

土器では越えられない温度の壁(本格的な窯が必要)

1000



壺
土師器

古墳時代前期(4世紀)

900

800

土器の焼成温度域

焼成温度

★
日本列島の
土器の出現

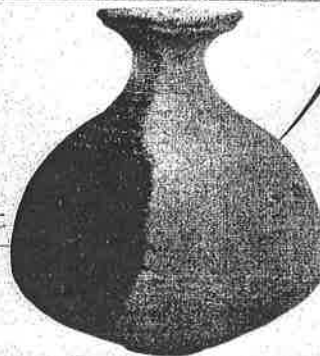
吊手付土器
長野県山形村出土

縄文時代中期
(紀元前2000年頃)



波状文壺
愛知県安城市古井町出土

弥生時代中期
(紀元前2～紀元前1世紀)



弥生時代
(弥生土器)

古墳時代

700

600

0℃

縄文時代(縄文土器)

14500年頃

10000

5000

1000

300

0

300

700

紀元前 ← 紀元後

縄文土器の出現から須恵器出現までの焼成温度の推移

01 陶邑窯の歴史から見る古代日本

第1章

海を越えた最新技術

須恵器のテクノロジーの源は、朝鮮半島の三国時代にあります。

大和政権の主導の元、陶邑窯が開窯する5世紀初頭頃、朝鮮半島は高句麗、百濟、新羅の三国と、小国群の加耶などが競い合う時代でした。各国で特色のある陶質土器とうしつどき（日本の須恵器に近いやきもの）が作られました。特に加耶や半島南西部の栄山江流域えいざんこうの陶質土器が、須恵器の成立に深く関与しました。

朝鮮半島から移植されたテクノロジーには、高温域を獲得できる本格的な窯による焼成技術、端整の取れた造形を効率よく製作できるロクロ技術などがありました。

こうくり
高句麗

百く
だ
ら
濟

新し
ら
ぎ
羅

半島南西部の
非百濟地域

か
や
加耶

加耶の
陶質土器

波状文壺
韓国 加耶

三国時代(5世紀)
李吉秀コレクション



波状文広口壺
韓国 加耶

三国時代(6世紀)
李吉秀コレクション



列点文有蓋高杯
韓国 加耶

三国時代(5世紀)
李吉秀コレクション

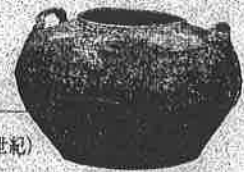


さらに遡ると中国へ

朝鮮半島の陶質土器の技術も、その源を遡ると中国新石器時代後期に始まる灰陶や印文硬陶に行きつきます。その詳細な関係は未解明な部分が多いですが、須恵器出現の背景には、中国・朝鮮半島から日本列島へという大きな技術の流れがありました。

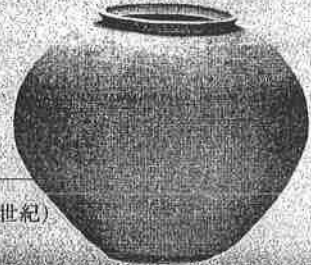
印文硬陶罐
中国

春秋時代前期(紀元前8~紀元前7世紀)
小川徳男氏寄贈



印文硬陶罐
中国

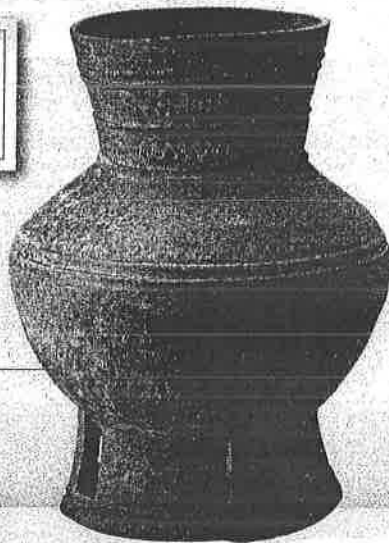
後漢時代中・後期(2~3世紀)
小川徳男氏寄贈



新羅の 陶質土器

波状文台付壺
韓国 新羅

三国時代(5世紀)
加藤舜陶氏寄贈

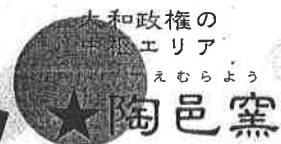


無蓋高杯
韓国 新羅

三国時代(5世紀)
李吉秀コレクション



倭(日本)



古墳時代中期の
(5世紀初頭頃)
朝鮮半島と日本

0 100 200km

陶邑窯で須恵器生産が始まり、定着した5世紀の日本は、世界遺産の百舌鳥・古市古墳群に代表される巨大前方後円墳が築造された時代でした。中国の歴史書『宋書』に倭の五王が登場し、朝鮮半島との交流も盛んな情勢下で、大和政権のお膝元たる陶邑の地が須恵器生産の拠点に選定されました。



百舌鳥古墳群

写真中央が世界最大の墓である大仙古墳
 (仁徳天皇陵古墳:墳丘長486m、濠を含めた全長840m)(写真提供:堺市)



古市古墳群

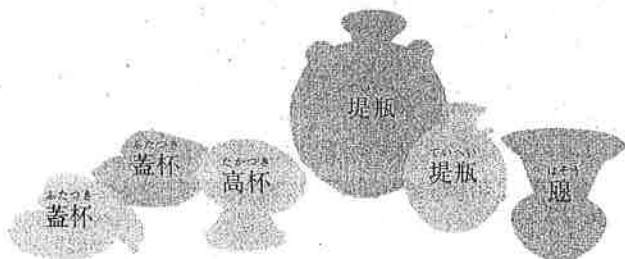
写真下が大仙古墳に次ぐ大きさの菅田御廟山古墳
 (応神天皇陵古墳:墳丘長425m)(写真提供:堺市)



盛り付け用の器と液体を入れる器 陶邑窯出土

古墳時代中期～後期(5～6世紀)

特に須恵器はそれまでの土器と比べ水漏れがしにくく、液体を入れることにも適しています。胴部の孔が開けられた甗と呼ばれる壺は、孔に注ぎ口用の竹管を挿して、酒器などに使われたとも考えられています。





波状文広口壺 陶質土器
韓国 加耶

三国時代(5世紀) 個人蔵



波状文広口壺
陶邑窯

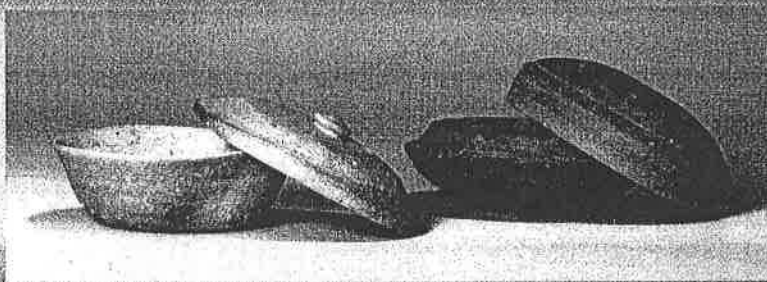
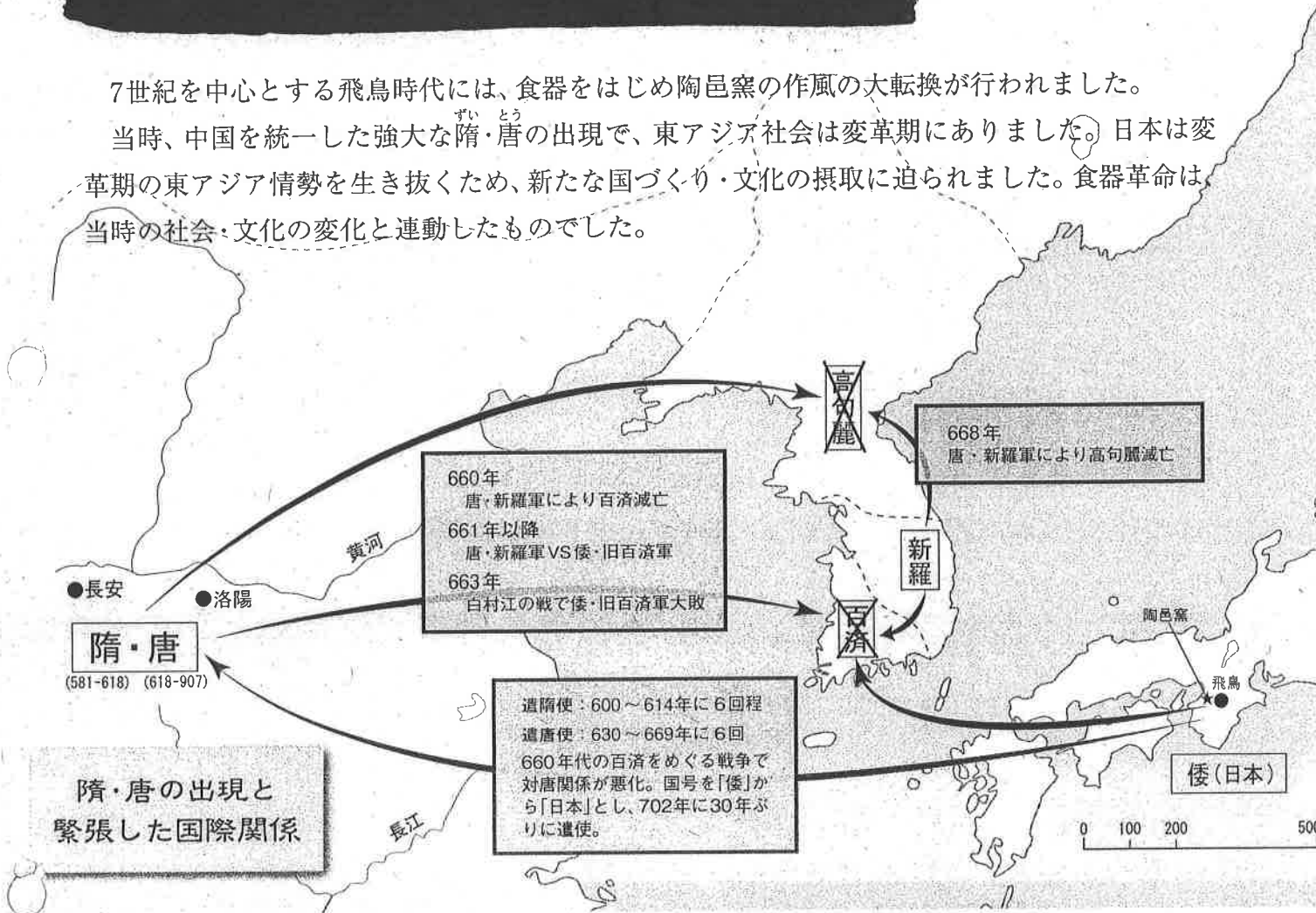
古墳時代中期(5世紀) 個人蔵

上2点の壺は、黒灰色の硬い焼き上がりに加え、形、頸の文様構成、作り方の共通性があり、朝鮮半島から海を渡って技術移植が行われたことがわかります。口頸部のシャープな造形・文様はロクロ技術あつての仕上がりです。

第2章 食器革命と東アジアの変革

7世紀を中心とする飛鳥時代には、食器をはじめ陶器窯の作風の大幅な転換が行われました。

当時、中国を統一した強大な隋・唐の出現で、東アジア社会は変革期にありました。日本は変革期の東アジア情勢を生き抜くため、新たな国づくり・文化の摂取に迫られました。食器革命は、当時の社会・文化の変化と連動したものでした。



蓋杯

(左) 陶器窯出土

(右) 猿投窯

(瀬戸市北山の古墳出土)

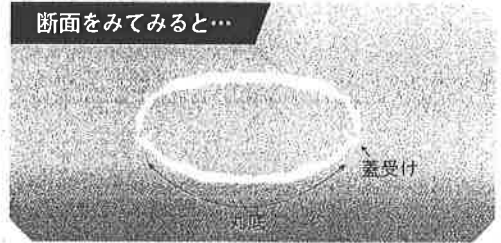
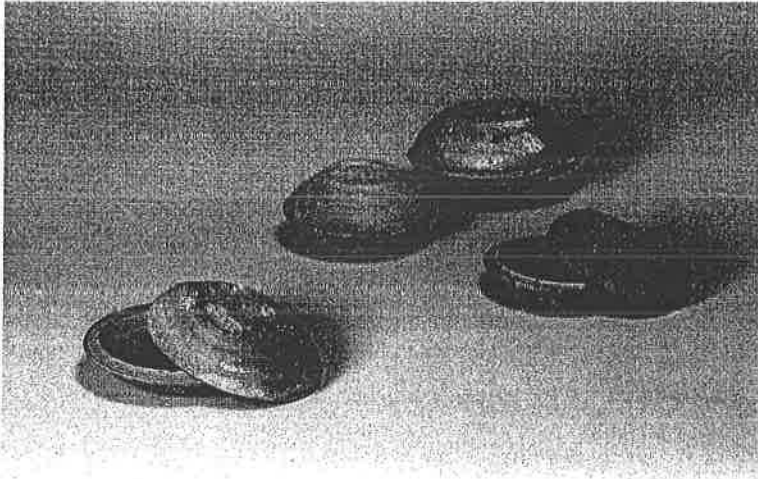
飛鳥時代(7世紀)

左は加藤洋氏寄贈

食器革命の時間差

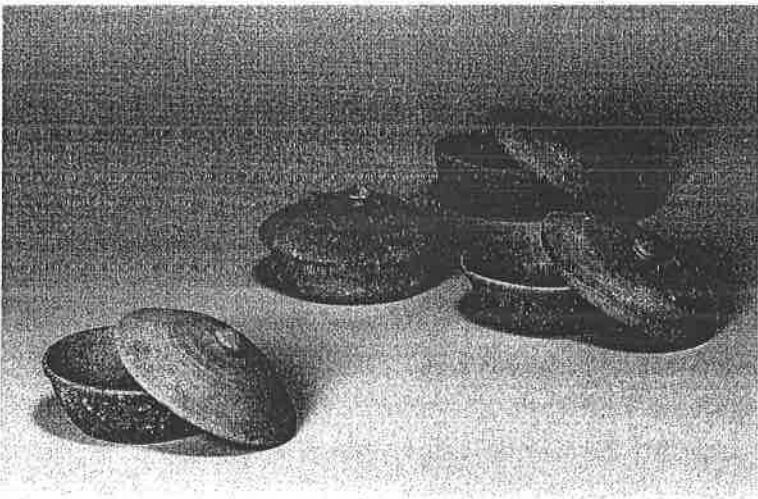
7世紀前半を中心に、陶器窯で起こった食器革命は地方の窯にも波及しましたが、そこには時間差がありました。愛知県では伝統的な食器形態へのこだわりが長く、新たな食器への転換が30～40年程遅れます。国際社会への対応が急がれた近畿地方とは対照的な、東海地方の状況が、やきものから読み取れます。

須恵器生産の定着以来、200年以上続いた丸底で合子形ごすがたの伝統的な食器の形が減少し、代わってつまみ付きの蓋を伴う平底ないし高台が付いた形に刷新されました。これほどめまぐるしい食器の変化は古代を通じて他にありません。



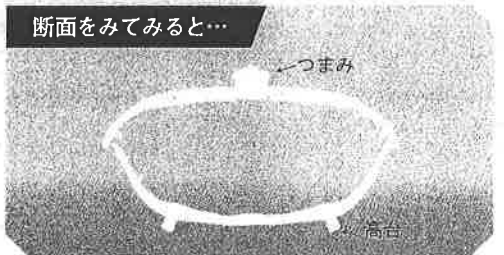
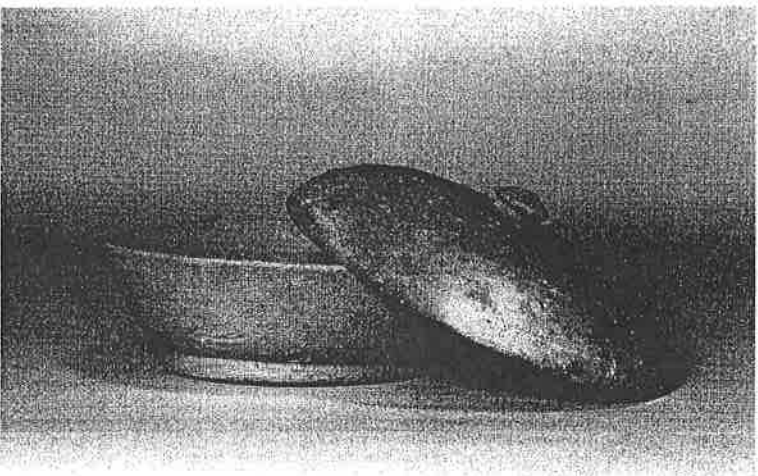
蓋杯 古墳時代以来の伝統的な陶器出土 形。合子形が特徴。

飛鳥時代 (7世紀)



蓋杯 新たな食器形態。平底の器につまみ付きの蓋が特徴。つまみ付きの蓋は、仏教に伴い流入した金属器の蓋付き椀に祖形が求められます。

飛鳥時代 (7世紀)



蓋杯 上の新たな食器形態を発展させ、高台が付いたもの。飛鳥時代後半に定着し、奈良時代の食器形態のメインとなります。

飛鳥時代 (7世紀)

第3章 天平の須恵器造形

奈良時代前半は、飛鳥時代以来の新たな国家体制（律令国家）が実現し、陶邑窯も最盛期を迎えます。唐の都・長安をモデルに作られた平城京には、国内外の多くの物資が集まりました。とりわけ、液体を含む物資の運搬・貯蔵・注口容器に適した須恵器は重要で、陶邑窯でも様々な形の壺・瓶類が作られました。

天平文化の花開く奈良時代は、仏教との関わりも強い時代です。陶邑窯では、本来金属器で作られていた仏教に関する器も、須恵器で作ってしまいます。確かな造形技術により、なせる業わざです。



三河国分尼寺中門の復元

豊川市教育委員会

聖武天皇による741年の「国分寺建立みことりの詔」により、国ごとに国分寺・国分尼寺が作られます。急増する仏器の需要を満たすため、金属器に代わり須恵器の仏器が作られました。



様々な瓶類と壺類 陶邑窯出土

奈良時代(8世紀)





鉄鉢

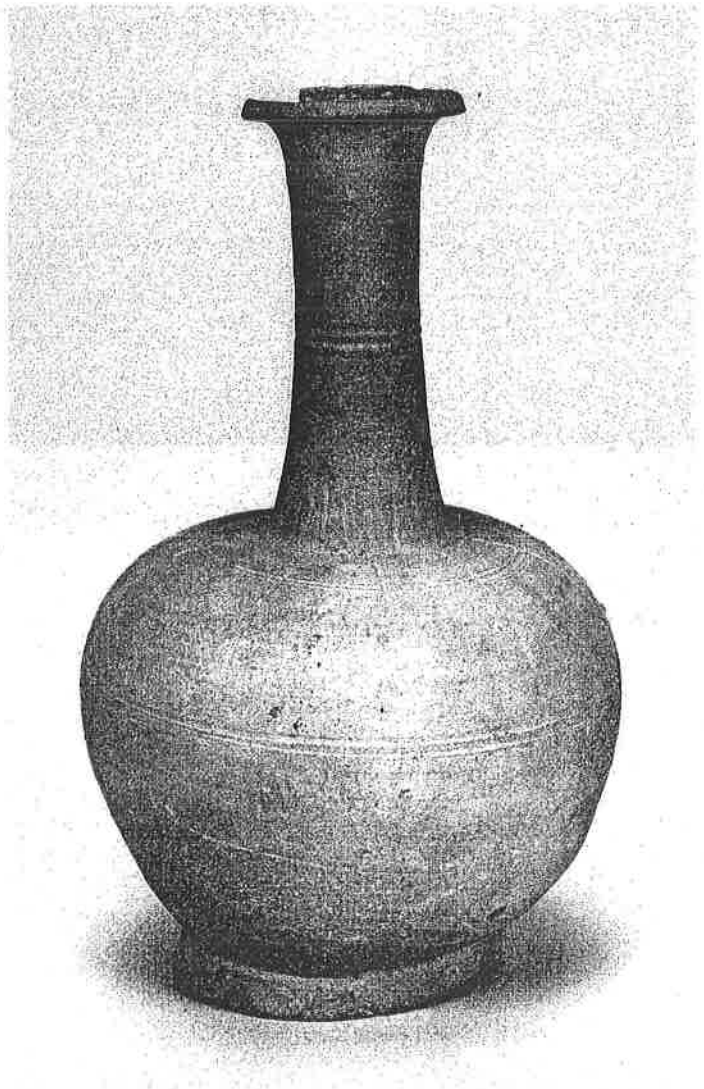
陶器窯出土

奈良時代(8世紀)

水瓶

陶器窯出土

奈良時代(8世紀)



鉄鉢って何?

僧が修行のため、お経を唱え歩きながら、食べ物の施しを受け取る時に用いる入れ物。底が平たくなく、尖っています。もともとは金属製の器です。

水瓶って何?

仏前に水を備えるための容器。丸い胴部に細長い頸が特徴的な器で、もともとは金属製です。お寺で用いられます。

こぼれ話

陶邑窯のたこ壺

陶邑窯の仕事の幅広さを示すものの一つに、たこ壺があります。大阪湾を抱えるこの地域ではイイダコ漁が盛んで、陶邑窯では漁に使われるたこ壺も作られました。陶邑窯の須恵器は、漁業という別の産業を支える製品も担っていたのです。

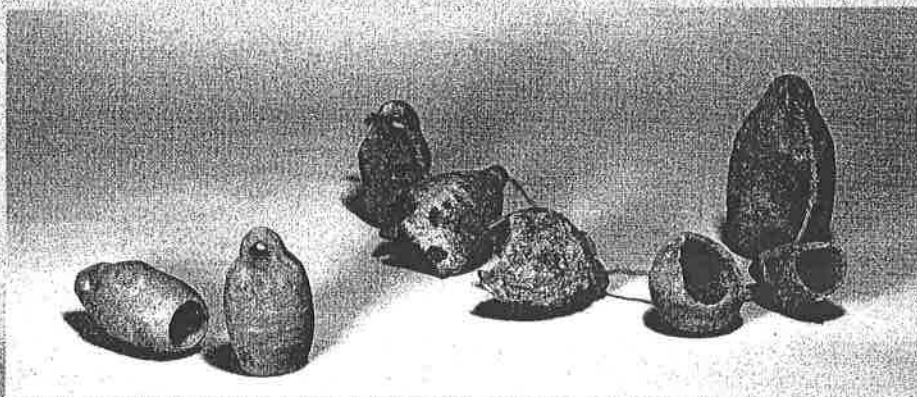


たこ壺 陶邑窯出土

古墳時代後期(6世紀)

たこ壺
陶邑窯出土

奈良時代(8世紀)



陶邑窯の文字瓦

陶邑窯では文字の書かれたやさきものは少ないですが、注目されるものに人名を刻んだ瓦があります。これらは、行基(668~749)が建立したとされる大野寺土塔(堺市)や寺院へ寄進するためのものと考えられており、古代史を復元していく上で貴重な資料となります。



平瓦(「大鳥連和田女」刻書)
陶邑窯出土

奈良時代(8世紀)

平瓦片(「大庭連勢麻呂」刻書)
陶邑窯出土

奈良時代(8世紀)

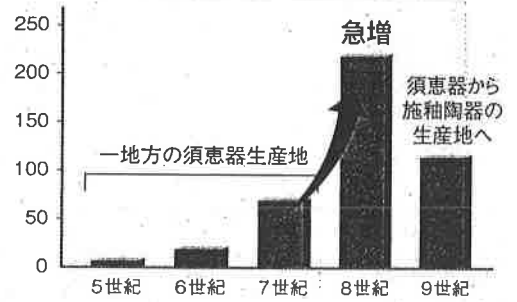
02 陶邑窯と猿投窯

古代の前半期は陶邑窯の時代、後半期は猿投窯の時代とも称せる程、両窯は日本列島内のやきもの産地の中心でした。ところが両窯の性格と歴史は対照的です。

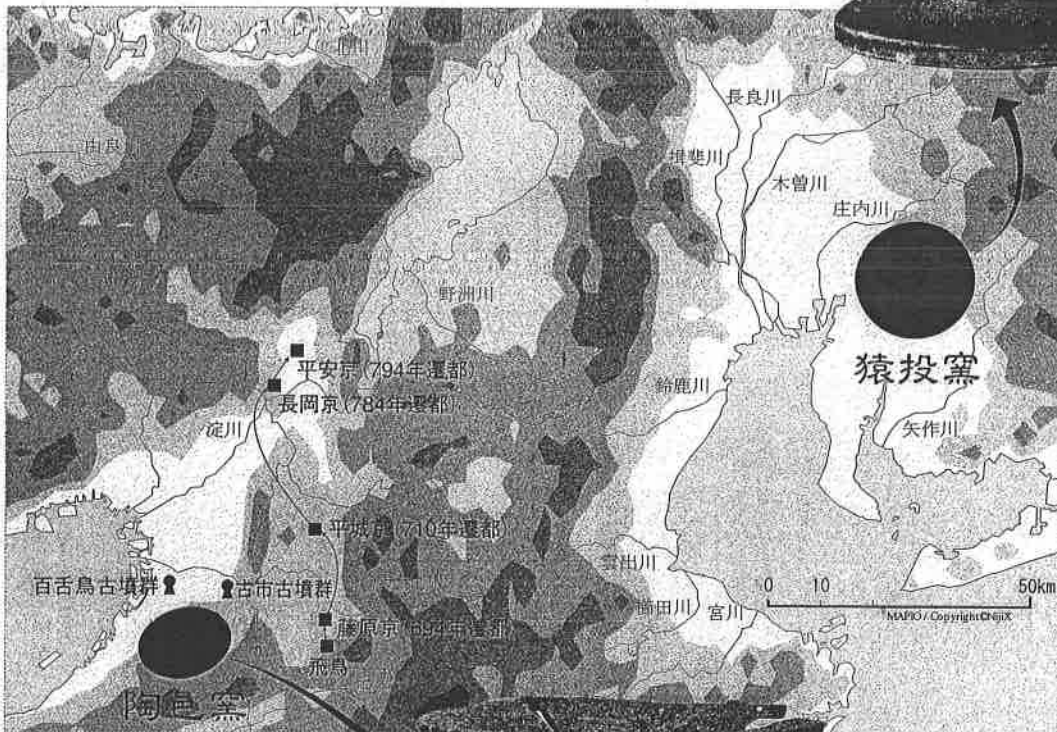
陶邑窯は大和政権の傘下で開窯し、以降須恵器作りの最先端を走り続けます。しかし、8世紀後半から生産が減少、9世紀には衰退します。燃料となる薪の枯渇や、遷都により主要な消費先が遠のいたことが一因でした。対して猿投窯は地方窯として開窯しますが、8世紀後半から生産が急増、9世紀には日本一のやきもの産地に開花します。

陶邑窯と猿投窯では、一部作られる須恵器の形に違いがあります。この形は猿投窯では作られますが、陶邑窯ではあまり作られません。

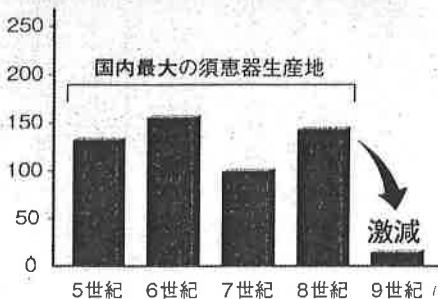
猿投窯の窯数の変遷



こうばん
高盤
猿投窯
(井ヶ谷101号窯跡出土)
奈良時代(8世紀)



陶邑窯の窯数の変遷



広口壺
陶邑窯出土
奈良時代(8世紀)

肩が張り、高台を持つこの種の広口壺は、猿投窯ではほとんど見られず、陶邑窯では良く作られました。

拮抗する造形力と異なるデザイン

奈良時代には、陶邑窯・猿投窯ともに拮抗する水準の作品を生み出します。また、同一器種でも両窯の作風には違いも見られます。猿投窯は既に、一地方窯としてのレベルを脱した高い技術力と品質を獲得し、奈良時代後半には瓶・壺類や硯等が、東海地方だけでなく都周辺でも使われました。



陶邑窯の双耳瓶
(左) 陶邑窯出土
奈良時代(8世紀)

猿投窯の二耳瓶
(右) 猿投窯
奈良時代~平安時代初期
(8世紀)

双耳瓶は奈良~平安時代に作られた形ですが、陶邑窯と猿投窯でデザインが異なります。特に耳が異なり、陶邑窯では粘土紐の耳が、猿投窯では三日月形の塊に孔をあけた耳が特徴的です。



陶邑窯の長頸瓶
(左2点) 陶邑窯出土
奈良時代(8世紀)

猿投窯の長頸瓶
(右) 猿投窯
奈良時代(8世紀)
個人蔵

長頸瓶は生産量の多い形です。陶邑窯では、口がラッパ状に開いて終わる形(左)と、縁を折り帯状にする形(中)がありますが、猿投窯には前者はあまり見られません。

器面を覆う釉—新たな付加価値

陶器窯の須恵器は、基本的に器面にガラス状のコーティング、すなわち釉を持たないやきものでした。しかし、奈良時代後半以降、猿投窯で須恵器の壺や瓶の上部に厚く灰釉がかかる製品が生み出され、好評を得ます。

猿投窯は平安時代に緑釉の技術をも取り入れ、国内最高の釉薬を施した陶器の産地へ開花します。ここに古代前半の「陶器窯の時代」が終焉し、古代後半の「猿投窯の時代」が幕を開けます。



陶器窯の短頸壺
 (左) 陶器窯出土
 奈良時代(8世紀)

猿投窯の短頸壺
 (右) 猿投窯吉崎地区出土
 奈良時代(8世紀)

短頸壺は、奈良～平安時代には骨壺や、子供の成長を祈り胎盤を入れて埋められた^{えなっぼ}胞衣壺など、特別な目的にも使われました。左は釉が無く、右は蓋の天井部や壺の肩部に灰釉が見られます。



陶器窯の平瓶
 (左) 陶器窯出土
 奈良時代(8世紀)

猿投窯の平瓶
 (右) 猿投窯黒田7号窯跡出土
 奈良時代～平安時代初期
 (8世紀)

平瓶は液体を注ぐための容器で、口が片方に寄った独特の形です。酒器や水滴にも使われました。左は釉が無く、右は上部にたっぷりと灰釉がかかり、外観と質感が異なります。

謝辞

本リーフレット作成にあたり、格別な御助言・御協力をいただきました下記の皆様、関係諸機関に深く感謝の意を表します。

天野雄矢、定森秀夫、鎗野喜代美、堺市、豊川市教育委員会、奈良文化財研究所、文化庁平城宮跡管理事務所

【主な参考文献】

愛知県史編さん委員会2015『愛知県史 別編 窯業1 古代 猿投系』愛知県
石井正敏2003『東アジア世界と古代の日本』山川出版社
大阪府立近つ飛鳥博物館2006『年代のものさし—陶器の須恵器—』
大津透2013『律令制とはなにか』山川出版社
酒井清治2013『土器から見た古墳時代の日韓交流』同成社
定森秀夫2015『朝鮮三国時代陶質土器の研究』六一書房
篠川賢2001『大王と地方豪族』山川出版社
柴垣勇夫1993『伝・陶器窯出土の文字瓦資料について』『愛知県陶磁資料館研究紀要12』愛知県陶磁資料館
田辺昭三1981『須恵器大成』角川書店
中村浩2006『東北丘陵に広がる須恵器窯 陶器遺跡群』新泉社
菱田哲郎1996『須恵器の系譜』講談社

企画 日本陶磁の源

企画
画展

陶器窯

猿投窯の前に立ちはだかった巨大な壁

スエムラウウ

令和3年(2021)1月9日(土)~3月21日(日)

愛知県陶磁美術館 本館 第1・第2展示室

主催:愛知県陶磁美術館

後援:愛知県教育委員会、愛知高速交通株式会社(リニモ)

特別協力:名古屋大学考古学研究室

企画展「日本陶磁の源・陶器窯—猿投窯の前に立ちはだかった巨大な壁—」リーフレット

©2020 愛知県陶磁美術館 令和2年(2020)6月12日発行 印刷:西濃印刷株式会社

表右身蓋部、須恵器、陶器窯産、古墳時代中期(5世紀)
[愛知県陶磁美術館(中瀬副治氏寄贈)、大仙古墳
出土直轄古墳]、愛知県産出土

表左身蓋部、須恵器、陶器窯産、古墳時代中期(5世紀)
[愛知県陶磁美術館(中瀬副治氏寄贈)、大仙古墳
出土直轄古墳]、愛知県産出土

